

「真の開国」により、「勝てる日本」を復活。 ～「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革を実現～

第26回 NAGOMiフォーラム

(第4回 広島会場)

2026年9月4日

NAGOMi 副会長
元厚生労働大臣 塩崎 恭久

<目次>

- | | |
|--|------------|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

<目次>

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

世界の一人当たり名目GDP 国別ランキング 2025

1995年～2000年には世界第2位だった日本。今や世界第38位にまで転落。

順位	国名	単位:US\$
1	リヒテンシュタイン	217,928
2	ルクセンブルク	148,247
3	アイルランド	130,652
4	スイス	115,620
5	シンガポール	99,365
6	アイスランド	99,071
7	ノルウェー	94,468
8	米国	89,991
9	デンマーク	77,046
10	マカオ	74,465
11	オランダ	73,833
12	カタール	69,680
13	オーストラリア	66,352
14	サンマリノ	65,543
15	オーストリア	63,161
16	スウェーデン	62,662
17	ベルギー	61,002
18	ドイツ	60,439
19	イスラエル	60,335
20	英国	57,608

順位	国名	単位:US\$
21	香港	56,893
22	フィンランド	56,464
23	カナダ	55,765
24	アンドラ	50,379
25	アラブ首長国連邦	50,232
26	マルタ	49,297
27	フランス	48,930
28	ニュージーランド	48,621
29	イタリア	43,270
30	キプロス	41,730
31	アルバ	41,462
32	バハマ	40,005
33	プエルトリコ	39,847
34	台湾	39,489
35	スペイン	38,290
36	スロベニア	37,357
37	韓国	36,227
38	日本	35,973
39	チェコ	35,678
40	サウジアラビア	35,464

出典：GLOBAL NOTE 世界の1人当たり名目GDP 国別ランキング・推移（IMF）、2025年1人当たり名目GDP（IMF統計）より

<https://www.globalnote.jp/post-1339.html>

■ はG7諸国。

■ はアジア・太平洋地域国。

世界デジタル競争力ランキング 2025 (IMD調べ)

日本は順位を上げつつも、30位止まり。

2025	2024	2023	国・地域	2025	2024	2023	国・地域
1	2	5	スイス	16	17	21	アイルランド
2	4	1	米国	17	22	28	リトアニア
3	1	3	シンガポール	18	23	23	ドイツ
4	7	10	香港	19	18	20	英国
5	3	4	デンマーク	20	26	29	カタール
6	8	2	オランダ	21	20	27	フランス
7	13	11	カナダ	22	27	30	サウジアラビア
8	5	7	スウェーデン	23	15	16	オーストラリア
9	11	12	UAE	24	25	22	オーストリア
10	9	9	台湾	25	21	15	ベルギー
11	12	8	フィンランド	26	24	18	エストニア
12	14	19	中国	27	29	26	ルクセンブルグ
13	10	14	ノルウェー	28	33	25	ニュージーランド
14	19	17	アイスランド	29	28	31	スペイン
15	6	6	韓国	30 ←	31 ←	32	日本

THE 世界大学ランキング 2026

日本は、中国・香港、豪州、韓国に大きく後れ。

2025年10月9日公開

(世界)

順位	大学名	国
1	オックスフォード大学	英国
2	マサチューセッツ工科大学	米国
3	プリンストン大学	米国
3	ケンブリッジ大学	英国
5	ハーバード大学	米国
5	スタンフォード大学	米国
7	カリフォルニア工科大学	米国
8	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
9	カリフォルニア大学バークレー校	米国
10	イェール大学	米国
11	スイス連邦工科大学チューリッヒ校	スイス
12	清華大学	中国
13	北京大学	中国
14	ペンシルバニア大学	米国
15	シカゴ大学	米国
16	ジョンズ・ホプキンス大学	米国
17	シンガポール国立大学	シンガポール
18	コーネル大学	米国
18	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	米国
20	コロンビア大学	米国

(100位以内のアジア・太平洋地域国の大学)

順位	大学名	国
12	清華大学	中国
13	北京大学	中国
17	シンガポール国立大学	シンガポール
26	東京大学	日本
31	南洋理工大學	シンガポール
33	香港大学	香港
36	復旦大学	中国
37	メルボルン大学	オーストラリア
39	浙江大學	中国
40	上海交通大學	中国
41	香港中文大學	香港
51	中国科学技術大學	中国
53	シドニー大学	オーストラリア
58	モナシュ大学	オーストラリア
58	ソウル大学	韓国
58	香港科技大学	香港
61	京都大学	日本
62	南京大學	中国
70	韓国科学技術院 (KAIST)	韓国
73	オーストラリア国立大学	オーストラリア
73	香港市立大学	香港
79	UNSWシドニー	オーストラリア
80	香港理工大学	香港
80	クイーンズランド大学	オーストラリア
86	延世大学ソウル校	韓国
87	成均館大学(SKKU)	韓国

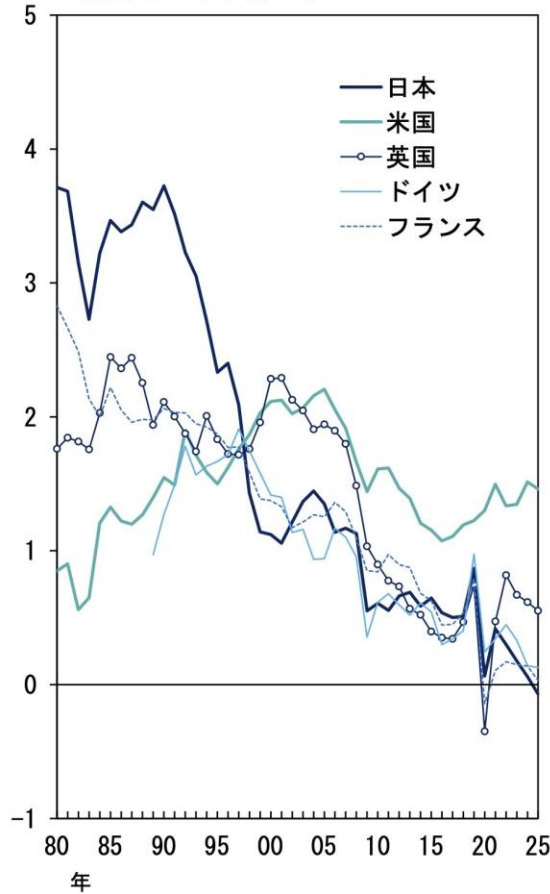
出典：イギリス高等教育専門誌「Times Higher Education (THE)」発表「The Times Higher Education World University Rankings 2026 (THE世界大学ランキング)」より

100位以内アジア・太平洋地域国：中国 7校、オーストラリア 6校、香港 5校、韓国 4校、日本 2校、シンガポール 2校

日本の労働生産性・実質GDP・潜在成長率ともに、G5中最低

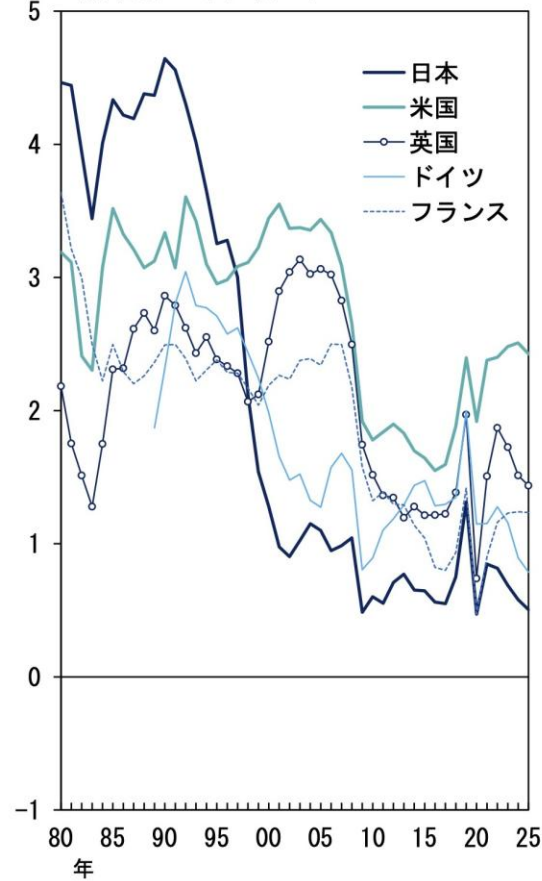
(1) 労働生産性

(前年比、10年平均、%)



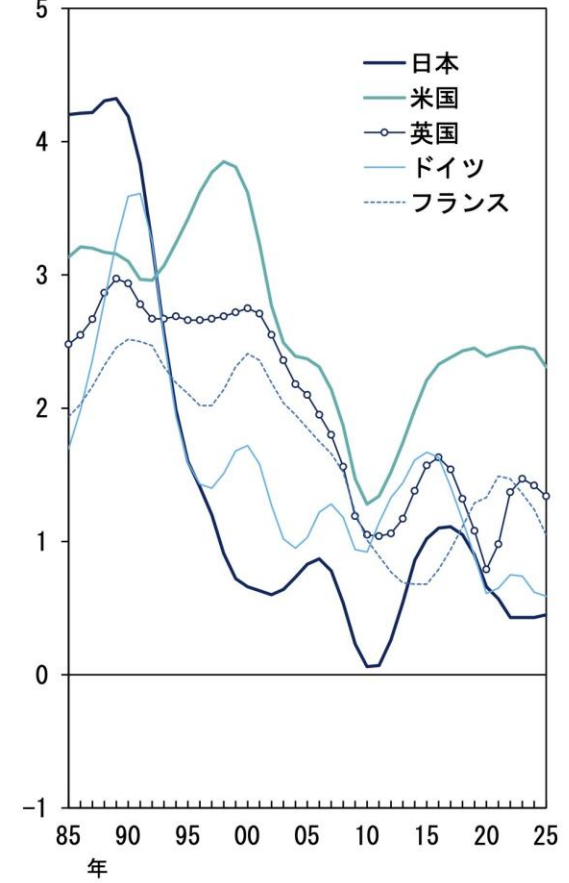
(2) 実質GDP

(前年比、10年平均、%)



(3) 潜在成長率

(前年比、%)

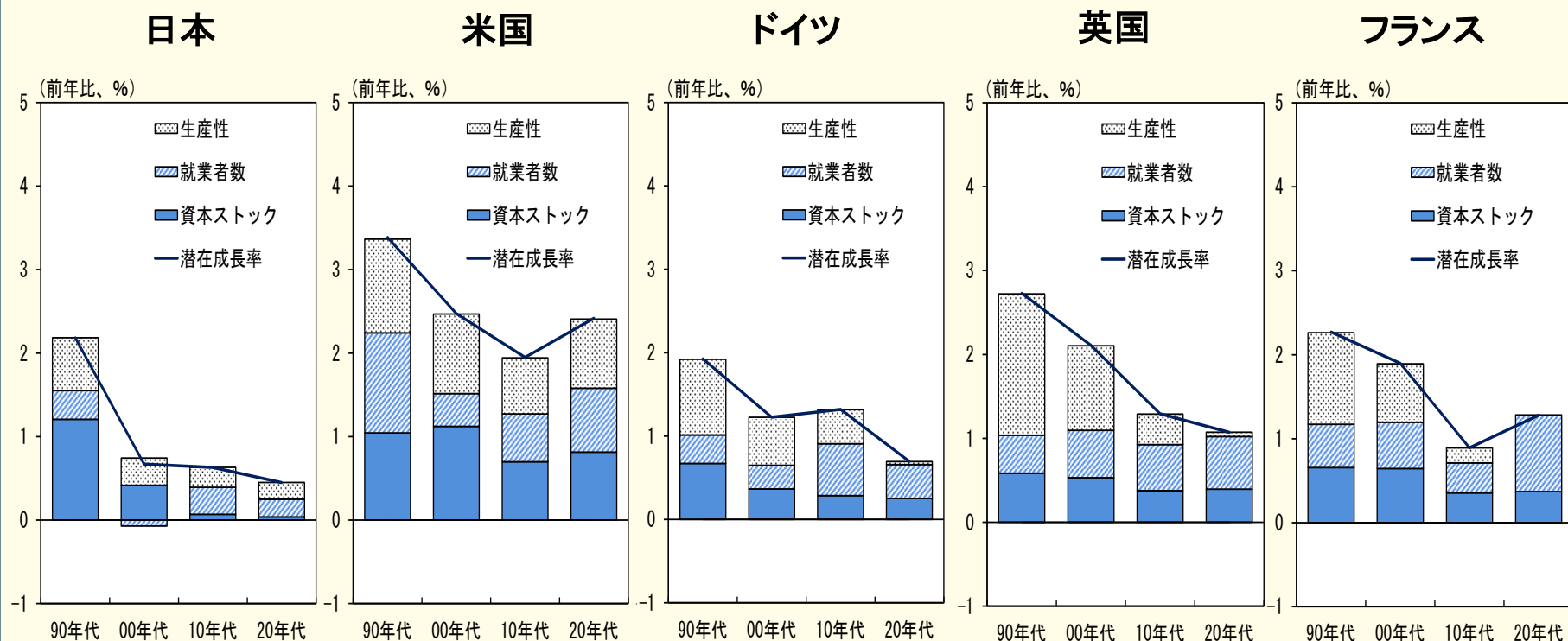


(注) 労働生産性は、就業者一人当たりの付加価値として定義。

(出所) OECD、IMF等

「投資」も「労働投入」も情けない日本

潜在成長率の要因分解



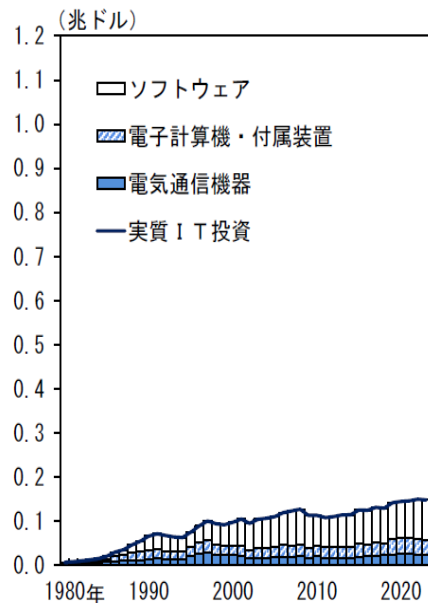
(注) 「20年代」は2020～2024年の平均。ドイツの「90年代」は1992年以降の平均。

(出所) OECD

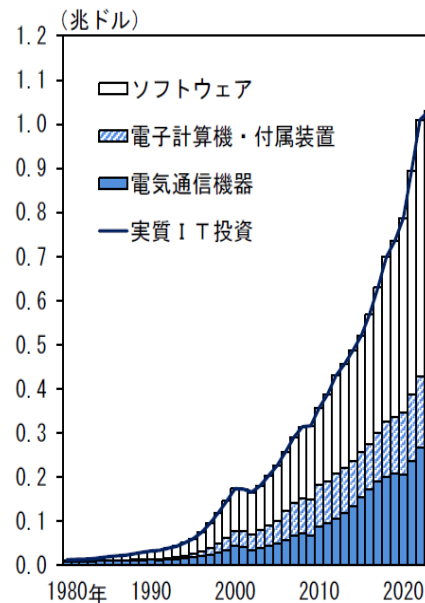
米国に大きく後れを取る日本の民間部門 IT 投資

日米の民間部門IT投資額の比較

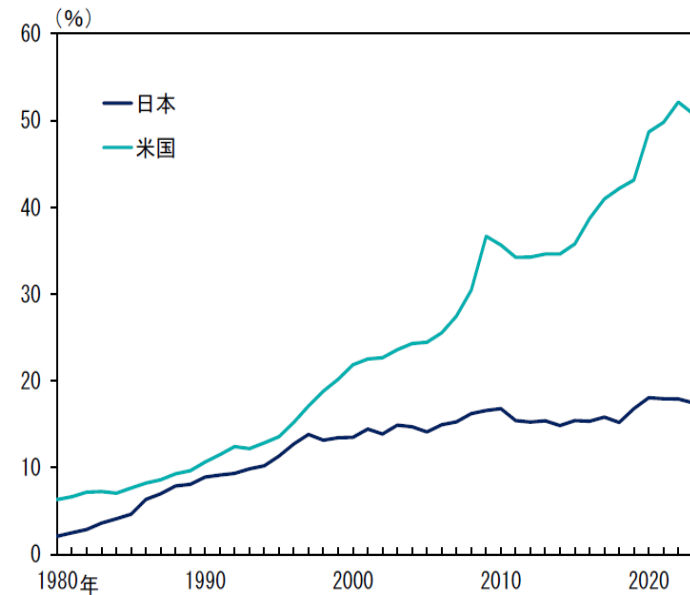
(1) 日本



(2) 米国



設備投資に占める民間部門IT投資割合の日米比較



(注) 総務省による試算値。実質値(日本は2015年基準、米国は2012年基準)。

日本は、2015年購買力平価為替レートでドル換算。

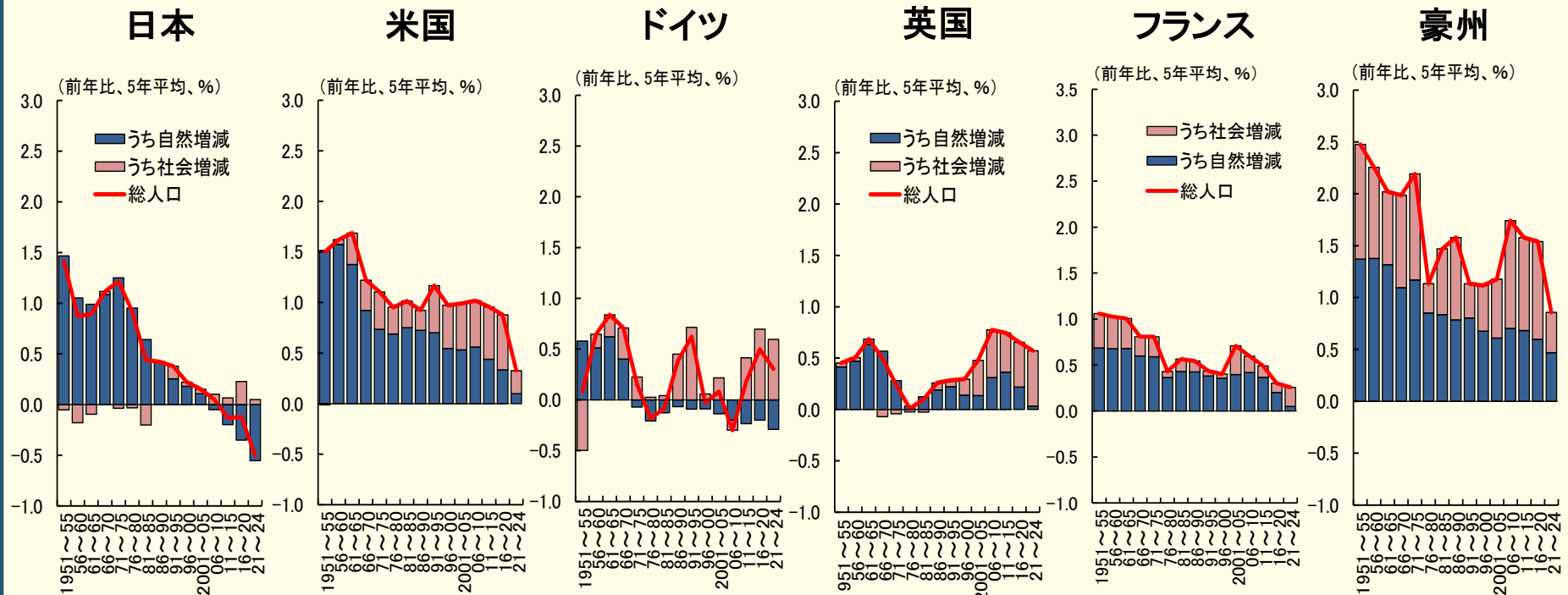
(出所) 総務省(2025)「令和6年度ICTの経済分析に関する調査」、IMF

(注) 総務省による試算値。実質民間企業設備投資に占める割合。

(出所) 総務省(2025)「令和6年度ICTの経済分析に関する調査」

日本以外は世界に開かれた労働市場

各国の人口動態の変化率



(注) 自然増減…死亡数と出生数の差
社会増減…流出数と流入数の差

(出所) 国際連合

実質2%成長達成には、米国並みに生産性を改善させても、「働く人の大幅増加」は不可欠

過去10年間
実績ベース

過去10年間 実績ベース	日本					英国	米国
	実績 2016～ 2025年	シミュレーション（2026～2040年）					
		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率改善 シナリオ (米国実績並み)	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ	実績 2016～ 2025年	実績 2016～ 2025年
実質経済成長率 (年平均)	0.5%	2.0% (目標)				1.4%	2.4%
労働生産性上昇率	▲0.1%	2.8%	2.1%	1.4%	▲0.1%	0.6%	1.4%
就業者数増加率	0.6%	▲0.8%	▲0.1%	0.6%	2.1%	0.9%	1.0%
就業者数増減数 (百万人)	+4	▲8	▲1	+6	+26	+3	+15
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 (百万人)	—	—	+7	+14	+34	—	—

米国実績並みの生産性改善ペース
でも、7百万人の人手不足。

+7
+14
+27

日本の生産性が、ここ10年と同様のマイナ
ストrendとなれば、27百万人もの人手不足。

(注) 各シナリオの詳細は以下の通り。

- ・就業者数減少トレンド継続シナリオ：各年齢・各性別の労働力率が、2025年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・女性、高齢者就業促進シナリオ：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合っ
て上昇すること、③失業率が2028年までに1%程度改善することを仮定。
- ・労働生産性上昇率改善シナリオ：労働生産性が米国の過去（2016～2025年）平均並みで推移すると仮定。
- ・労働生産性上昇率横ばいシナリオ：労働生産性が過去（2016～2025年）平均並みで推移すると仮定。

(出所) 内閣府、総務省、国立社会保障・人口問題研究所、OECD等

民間国内投資の長期停滞の根本原因解決こそ最優先！？

「日本成長戦略概要」 日本成長戦略担当大臣(2026年7月)

日本成長戦略概要 ～「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現～

1. 17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

リスクを最小化する危機管理投資・先端技術を開花させる成長投資に徹底的にてこ入れ

(1)-① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資）

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供

(1)-② イノベーションを通じた成長（成長投資）

優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

(2) 成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

(3) 持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

(4) 「地域未来戦略」との連携

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ 17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに累計370兆円超

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる。「地域未来戦略」の推進を後押し

①新技術立国・競争力強化、②スタートアップ、③金融を通じた潜在力の解放、④人材育成

⑤労働市場改革、⑥家事等の負担軽減、⑦賃上げ環境整備、⑧サイバーセキュリティ

3. 未来への投資拡大の実現

緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

(1) 『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み

②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象

③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資誘発効果の薄いものは柔軟に見直し

(2) 官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

(3) PDCAメカニズムの構築

(4) 戦略的広報の抜本的強化

➡ 2040年度：国内民間設備投資額250兆円（官民目標）、日本成長戦略等の経済効果試算で名目GDPは1,100兆円に迫る

「失われた35年」における成長戦略上の主な失敗

「官僚統制、社会主義、鎖国国家」という「高度成長期『成功』モデル」の漫然とした継続の行き詰まり

資本： **イノベーション政策**（大学改革、DX、GX等）および
資本市場改革（競争性の欠如等）の**失敗**

- ➡ 大学、特に国立大学は、組織ガバナンスも教育システムも機能不全
- ➡ 生産性・収益性の飛躍を目指す民間企業による研究開発・資本ストックへ投資不足
結果、民間経済の低生産性、低収益力の下、産業構造改革の停滞、潜在成長力
低迷、産業国際競争力の大幅低下を招来
- ➡ 賃金、為替も低迷
- ➡ 東証での「天下り」跋扈、プライム市場企業数過多、「日本版SEC」の不在等の
結果、競争的でなく、コーポレートガバナンスが利かない市場に
- ➡ 競争政策推進が使命の公正取引委員会の委員長は、1947年創設以来、19人のうち、
5人を除き、全て旧大蔵省OB。特にここ24年間は、全て旧大蔵省OB。加えて、19人全
員が競争政策の専門外

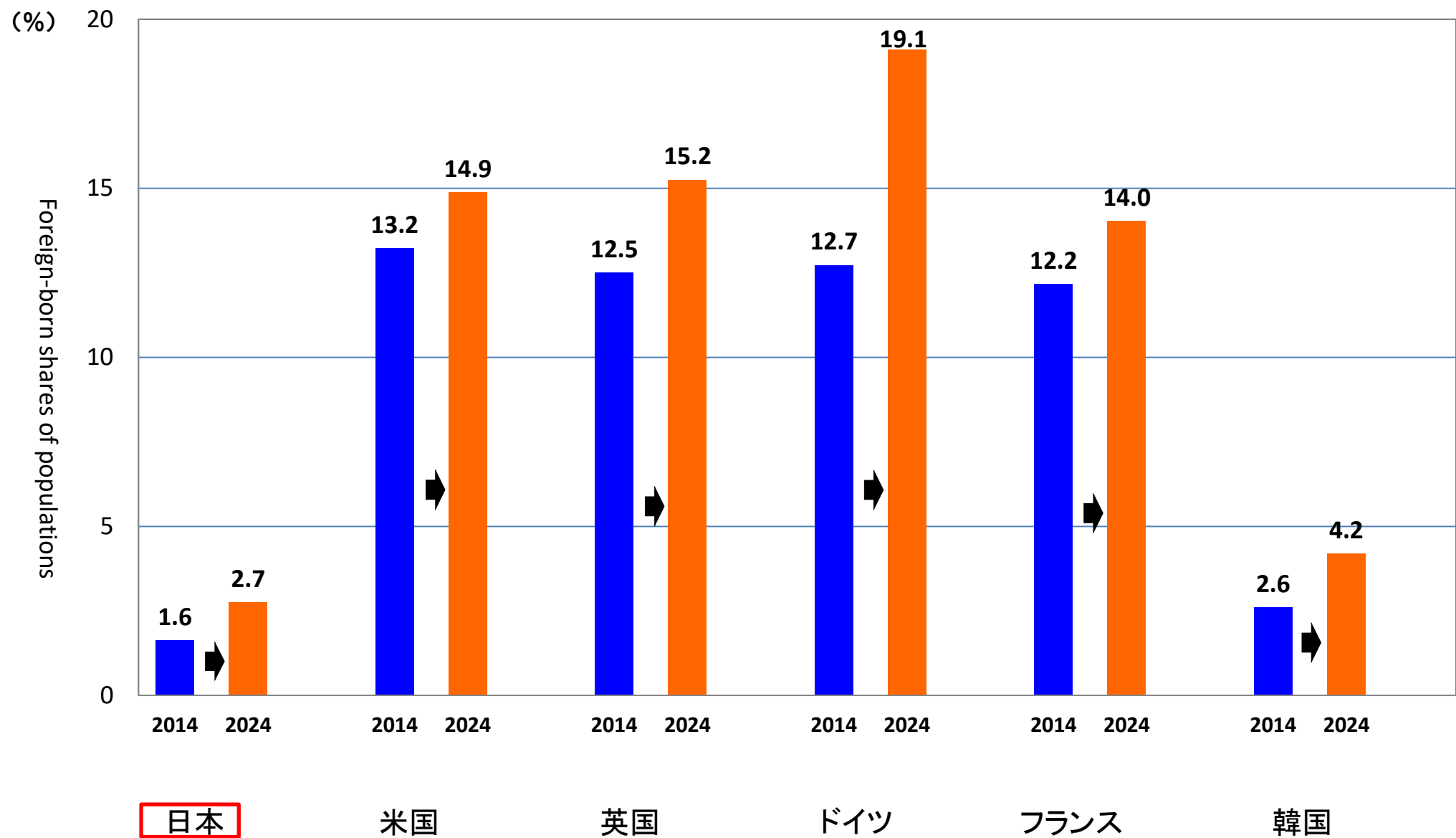
労働： **人口政策**（少子化対策、グローバル能力人材活用）の**失敗**と**労働流動性欠如**

- ➡ 生産性向上では補え切れない程の全業種での人手不足、グローバル能力人材の不足、
との認識が重要
- ➡ あらゆるレベルの労働力不足による成長停滞、税収等の長期低迷
- ➡ 労働流動性の決定的欠如（内外共通の「ジョブ型」など客観的な評価・報酬導入の
後れ、硬直的公務員制度の容認継続）

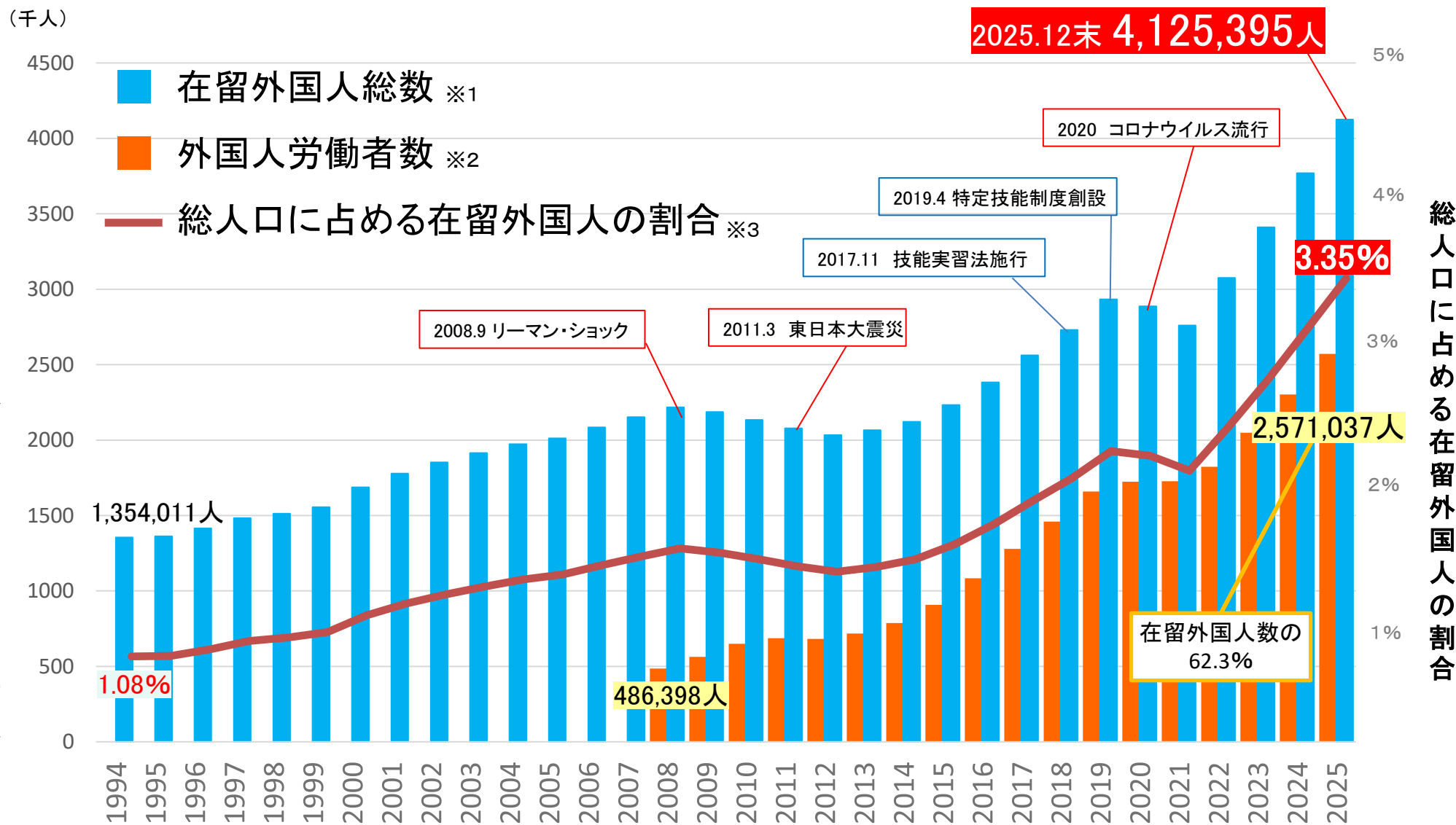
<目次>

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

外国人比率



ここ10年余り、在留外国人数は増勢を強め、その過半が外国人労働者に



※1・・・2011年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、2012年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

※2・・・厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく。

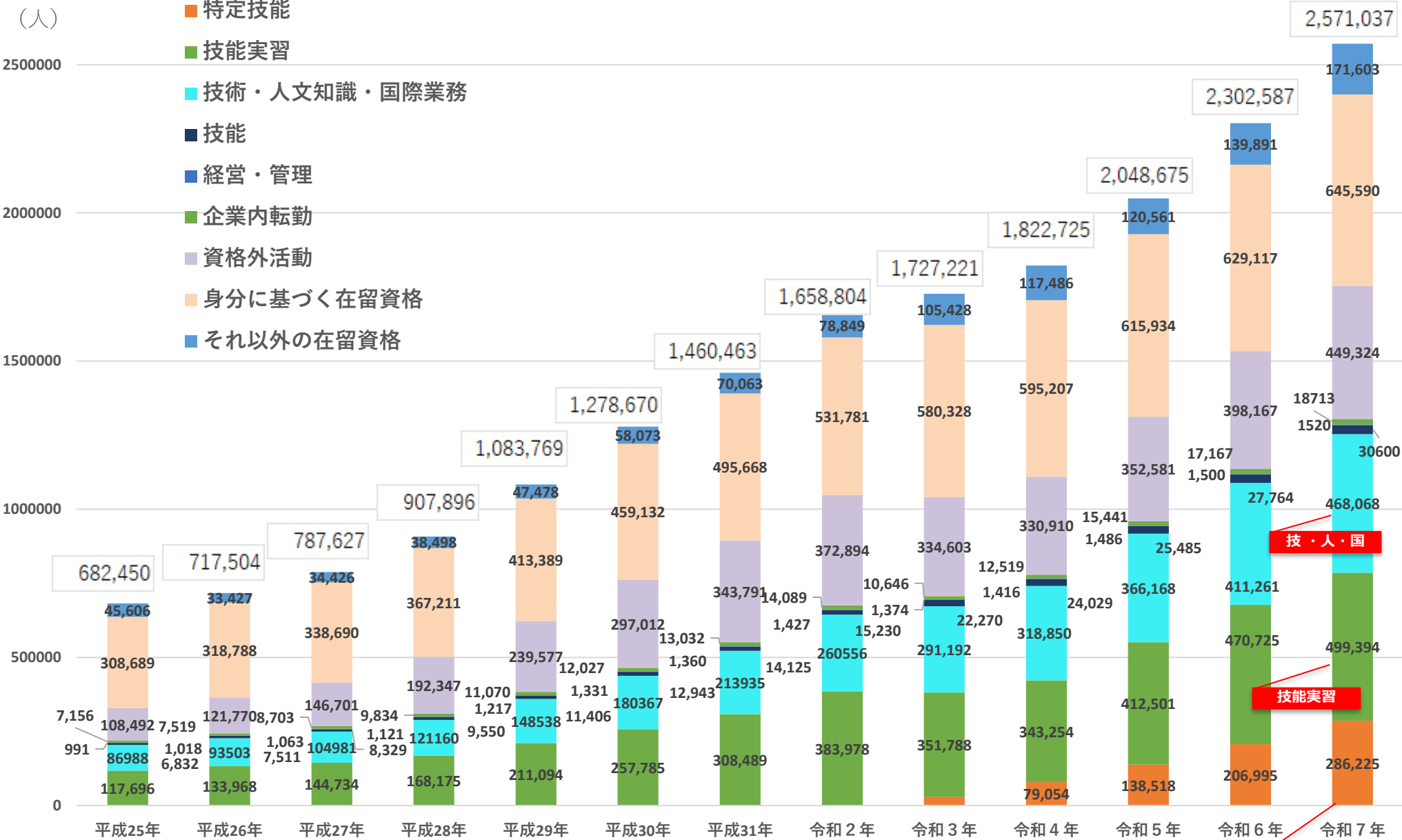
外国人雇用状況の届出制度は、2007年10月1日から開始されているため、2008年以降の推移を示している。

※3・・・総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

外国人労働者の推移

(人)

- 特定技能
- 技能実習
- 技術・人文知識・国際業務
- 技能
- 経営・管理
- 企業内転勤
- 資格外活動
- 身分に基づく在留資格
- それ以外の在留資格



(出所) 厚生労働省による外国人雇用状況届出から集計。人数は各年10月末時点の数値

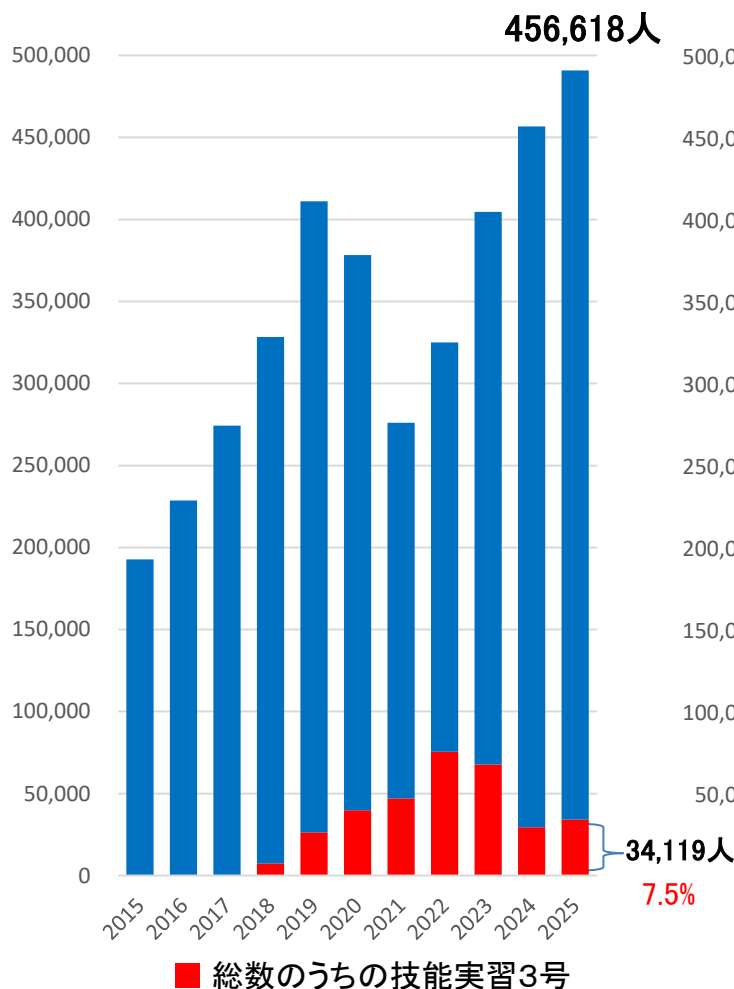
特定技能

技能実習

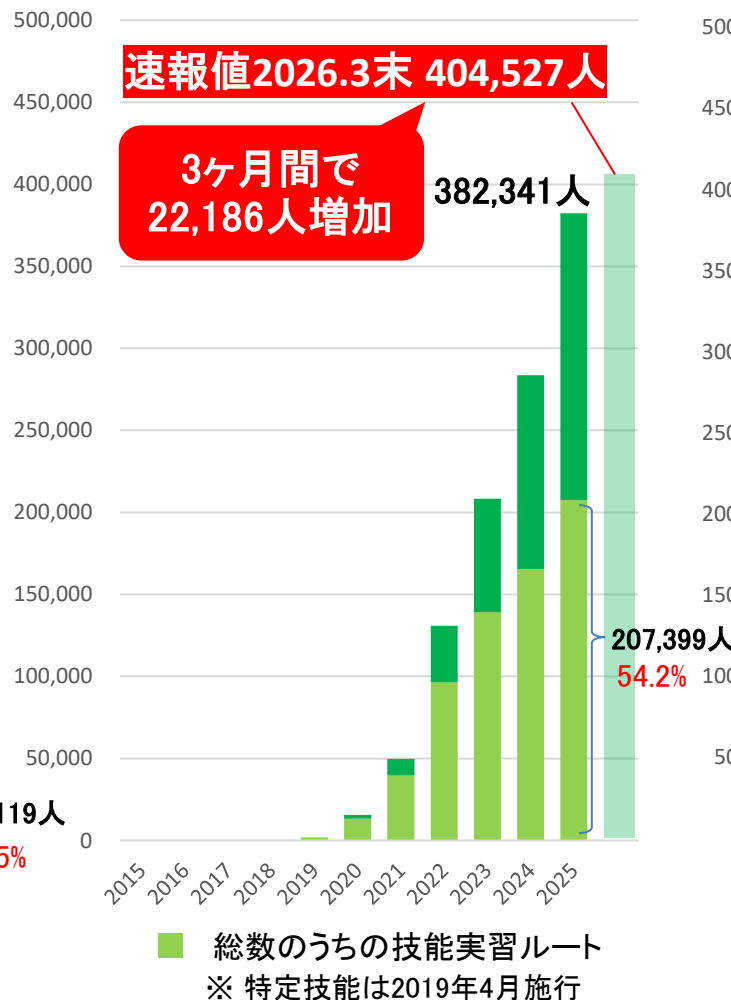
技・人・国

急増する「特定技能1号」、急増の兆しの「特定技能2号」

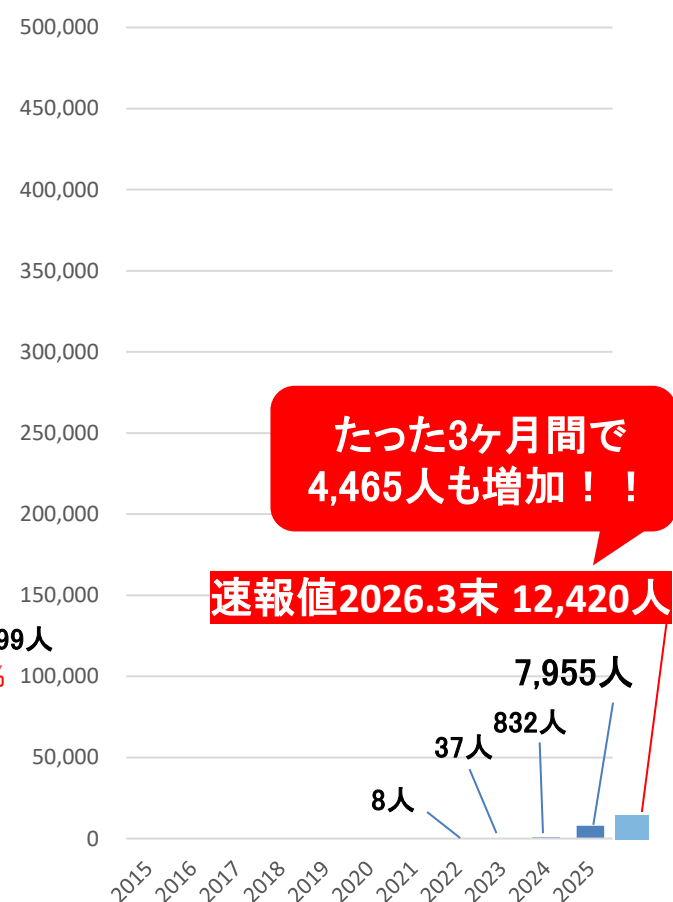
＜技能実習生数＞



＜特定技能1号外国人数＞



＜特定技能2号外国人数＞



高市内閣の外国人政策作りの動き

● 2025年秋の臨時国会における高市総理の所信表明演説 (2025年10月24日)

(人口政策・外国人対策)

日本の最大の問題は人口減少であるとの認識に立ち、子供・子育て政策を含む人口減少対策を検討していく体制を構築します。人口減少に伴う人手不足の状況において、外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。

しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しますが、こうした行為には、政府として毅然(きぜん)と対応します。



首相官邸HPより

● 「外国人との秩序ある共生社会推進担当」を任命 (2025年10月21日)

(内閣総理大臣指示)

「関係大臣と協力して、国・地方自治体の情報連携や制度の適正利用、国土の適切な利用・管理など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進する。そのために、必要な推進体制の強化を図る。」



小野田紀美
外国人との秩序ある
共生社会推進担当大臣

● 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」として始動 (2025年11月4日)

● 関係閣僚会議において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合対応策」決定 (2026年1月23日)

● 2026年特別国会における高市総理の施政方針演説 (2026年2月20日)

(外国人との秩序ある共生社会の実現)

(略)ルールを守り、税や社会保険料を納めながら滞在・居住している大部分の外国人のためにも、問題ある行為に毅然(きぜん)と対応することで、我が国が排外主義に陥らないようにします。それが、「外国人との秩序ある共生社会」の実現です。(略)外国人に対する日本語教育の充実、日本の制度・ルールの理解促進に取り組みます。

● 「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2026」 閣議決定 (2026年7月21日)

政府の外国人政策に繋がる自民党外国人政策本部の動き

●自民党「外国人政策本部」(新藤義孝本部長)が始動(2025年11月11日)

**「わが国が世界から選ばれ、国民の安心と安全を確立し、
持続的な経済成長を実現するための外国人政策の議論を行う」**

政府における関係閣僚会議のアジェンダや、
これまでの党内議論等を踏まえ、
以下の3つのプロジェクトチーム(PT)を設ける。

- ①「出入国・在留管理等の適正化
・外国人受入れに関するPT」
- ②「外国人制度の適正化等に関するPT」
- ③「安全保障と土地法制に関するPT」



●「外国人政策本部提言」を高市総理に申し入れ。(2026年1月20日)

**「外国人政策は、日本の秩序ある地域社会を維持発展させていく上で基本となる国家的課題である。
そして、外国人政策の在り方は、日本社会・経済のさらなる成長・発展の礎でもある。」**

→ 関係閣僚会議において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合対応策」決定(2026年1月23日)

●自民党「外国人政策本部 第2次提言」を取りまとめ(2026年6月10日)

**「外国人政策は、出入国・在留管理にとどまるものではなく、地域社会の秩序、治安、教育、税、
労働(雇用、賃金)、社会保障・福祉(医療、保健、介護、年金、生活保護等)、経済、住宅、
さらには安全保障にも影響を及ぼす、国家の根幹に関わる課題である。」**

→ 「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2026」 閣議決定(2026年7月21日)

漸く政府が包括的な外国人受入れ・社会政策を決定

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(概要) 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 (2026年1月23日)

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 (概要)

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|---|---|
| ・情報発信・相談体制の強化
・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |
|---|---|

「骨太の方針 2026」における外国人政策に関する記述

2026年7月21日 閣議決定

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(4) 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度(JESTA)導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、JESTAの2028年度中の導入に向けた準備作業やDXの推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

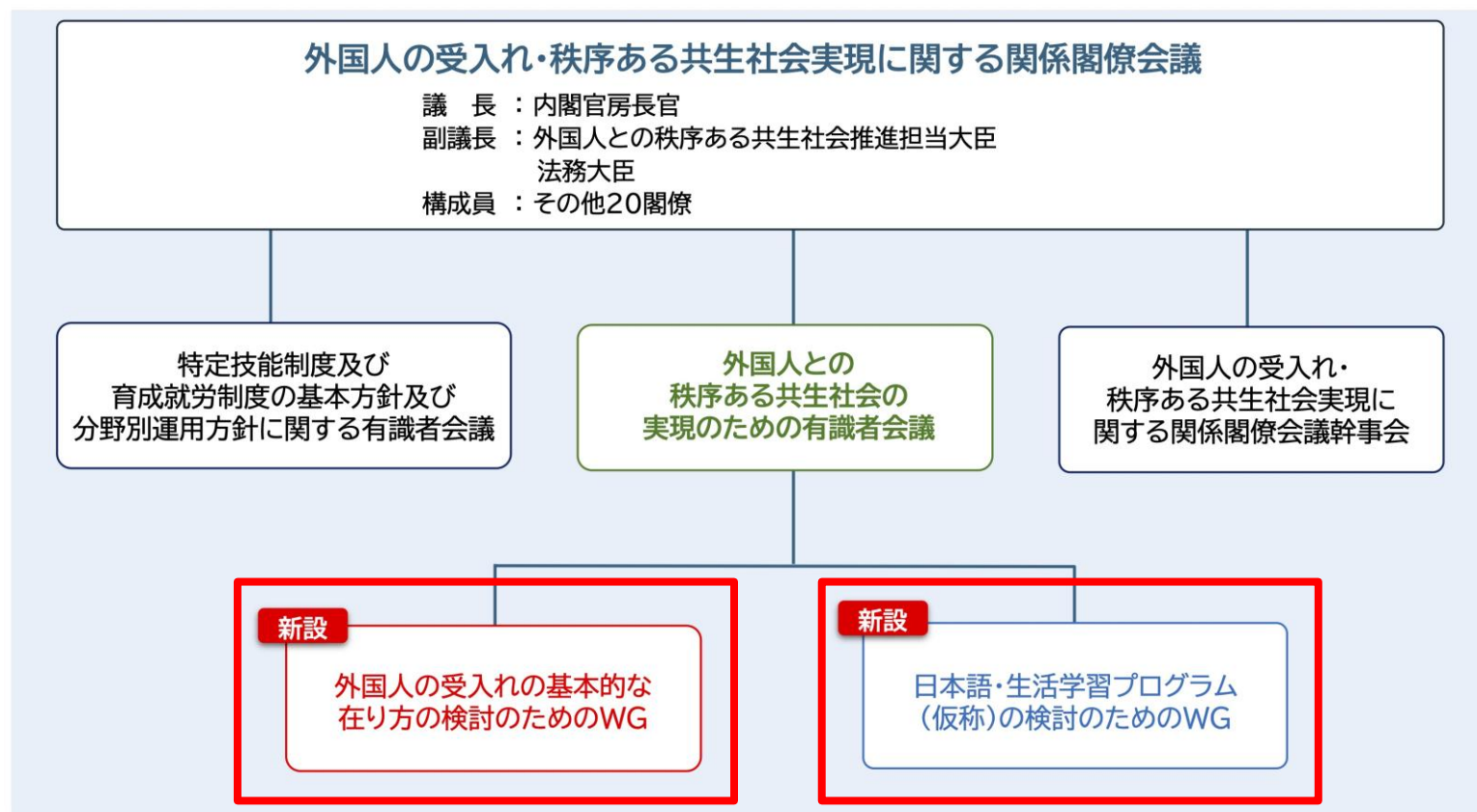
外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026年度中に、基本方針を取りまとめる。

「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基本方針」の策定に向けても検討開始

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 2026年7月24日

今後の検討体制について

資料4



今後のスケジュール

R9. 3月中 「外国人の受入れの基本的な在り方に関する基本方針」の策定
R10.4月以降 日本語・生活学習プログラム(仮称)試行開始

「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の下、 新たに立ち上げられた二つのワーキンググループ

外国人の受入れの基本的な 在り方の検討のためのワーキンググループ構成員

大橋 弘(座長)	東京大学 大学院経済学研究科教授、 副学長
北尾 早霧	アジア開発銀行研究所 シニアエコノミスト
四方 光	中央大学法学部教授
島村 暁代	立教大学法学部教授
永吉 希久子	東京大学社会科学研究所教授
原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長

日本語・生活学習プログラム(仮称) の検討のためのワーキンググループ構成員

高橋 進(座長)	株式会社日本総合研究所 チェアマン・エメリタス
四方 光	中央大学法学部教授
田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ 研究所代表理事
戸田 佐和	公益社団法人国際日本語普及 協会理事長
浜田 麻里	京都教育大学教育学部教授
結城 恵	群馬大学特別教授・名誉教授

(座長及び座長代理以外 50 音順)

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議座長決定(2026年7月24日)

1年前より法務省主導で始まっていた外国人受入れの基本的な在り方の検討

法務大臣勉強会 2025年8月

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
I S A Immigration Services Agency
令和7年8月 法務大臣勉強会

① 問題意識

- 人口減少及び在留外国人数増加が加速的に進む中で、現在、約2.82%の総人口における外国人比率が10%台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要
- 国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ
- 今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

② 現行の外国人受入れ制度

- 外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用
- 外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている
- 就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③ 現状に対する課題等

- 将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった
- 外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要
- まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④ 今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

1 経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2 産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3 労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4 税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5 地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6 治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7 出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

出入国在留管理庁の任務とは？

法務省設置法

(第二節) 出入国在留管理庁 (任務)

第二十八条 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 出入国在留管理庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

＜参考：出入国在留管理庁の所掌事務＞

第二十九条 2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第四条 2 前項に定めるもののほか、法務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

<目次>

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

JCIEによる「新在留外国人等基本法」の要綱案

「外国人材の受入れに関する円卓会議」公開シンポジウム
(公財)日本国際交流センター(JCIE) (2024年1月25日)

新在留外国人等基本法で目指すもの

1. 安心・安全で活力ある日本の発展のため、将来にわたり
在留外国人の日本社会での位置付けを明示する
2. 政府、国民、企業、外国人の責務を明確化する
3. 社会の意識変革と開かれた国「日本」の世界へのメッセージ

新在留外国人等基本法要綱案

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 法の目的 | 6. 基本方針と基本計画の策定 |
| 2. 基本理念 | 7. 在留外国人等政策委員会 |
| 3. 国と地方公共団体の責務 | 8. 啓発活動 |
| 4. 事業者の責務 | 9. 情報の収集、整理と提供 |
| 5. 日本人の責務及び在留外国人等の責務 | |

國松孝次氏ほかによる「『外国人材の受け入れ』に関する緊急提言(2025年3月)

～人口減少を阻止し、地域を活性化するための外国人材の受け入れを促進する「基本法」の制定を～
一般財団法人 未来を創る財団「定住外国人政策研究会」(座長:國松 孝次 未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使)

「定住外国人基本法(仮称)」

【基本理念】

日本経済社会・文化への **統合**

【基本方針】

地域、ひいては日本全体を豊かにする 外国人材

【受け入れのプロセス】

地域主導主義

各地方自治体による
「地域戦略(計画)」

集計・総和

国による
「基本戦略(計画)」

支援、財源移譲

各地方自治体による
計画の実施

責務とともに権限・財源を与えられた「**地方自治体**」が主導

- 自治体ごとに、受け入れたい外国人材の業種・職種、技術・技能水準、国籍、期間、規模等についての詳細な計画を策定し、「要望」として国に申請
- その際、地元の企業などから意見聴取

定住外国人政策
委員会(仮称)

- 安心・安全の確保、マクロ経済などの観点から、国が最終調整した上で決定
- 国が、諸外国との調整などを行う

- 各自治体が、責任をもって外国人材を管理・支援

※日本社会の安心・安全の確保、在留資格「地方創生(仮称)」も規定

一般財団法人 未来を創る財団「定住外国人政策研究会」

知事会は、国主導の多文化共生社会づくりのための基本法策定を提言

「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」(前文)
令和7年 全国知事会議 (2025年7月23日)

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約377万人(令和6年12月末時点)、外国人労働者数は約230万人(令和6年10月末時点)と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法改正以降、東海地方を中心に在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

(略)

Ⅲ 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

「育成就労制度への円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」の提言を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国としての戦略が求められることから、以下の取組を検討・実施すること。

1 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること

○ 国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめるとともに、国及び地方自治体の多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。

2 多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

NAGOMi梅田邦夫副会長による「外国人材共生基本法(仮称)」について

NAGOMi緊急オンラインアピール「参院選の総括と日本型外国人材共生基本法の提言」(2025年8月7日)

梅田邦夫副会長(元駐ベトナム・ブラジル特命全權大使)

日系人受け入れ30年、欧米諸国(スウェーデン、ドイツなど)の教訓を生かすべき

基本法で明示すべき事項

① 外国人材受入れ目的、理念

活力ある日本社会の構築、日本の国力維持、人材育成、国際貢献等

② 日本として歓迎する人材像

自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有し、勤勉、向上心のある人材、海外移住した日本人の子孫

③ 国・地方公共団体の責務

外国人材と地域の交流機会の提供、日本の文化・生活習慣・教育・社会保障制度及び日本語を学ぶ機会の提供等

④ 日本国民の責務

外国人材の人権尊重、共生の推進に寄与する等

⑤ 外国人材の責務

日本法令の順守、文化・習慣の尊重

⑥ 事業主の責務

雇用する外国人材の人権尊重、職業能力向上、日本語学習機会の提供等

⑦ 啓発活動

共生社会構築の重要性に関する理解促進、外国人材の社会、経済、文化・スポーツ活動への参加促進

経済同友会による提言

目指すべき外国人材との共生社会とステークホルダーの果たすべき役割～外国人材の人口1割時代にに向けて～
公益社団法人経済同友会（2025年5月8日）

Ⅳ. 外国人政策の実効性担保に向けた施策

施策の概要

1. 「外国人材の活躍促進基本法」(基本法)を制定

- 共生社会構築に向け、ステークホルダーの役割を明確化し、必要な活動とコストを支える体制を規定する(以下主な規定内容)
 - 共生社会の定義と、その実現に向けた基本方針
 - 国・自治体・企業の役割、それに基づく財源措置
 - 共生政策推進にあたって関係省庁間の調整および政策の横断的な取りまとめを行う機能をもった、新たな組織の設置と推進体制を整備

2. 共生政策を統括する横断機能をもった組織の設置(事務局と戦略会議)

- 複数省庁にまたがる一貫した政策形成と、機動的かつ実効性ある政策実施を可能とする組織を政府内に設置する(以下主な組織の機能)
 - 共生社会構築の重要性に関する事実を発信し、国民・企業・自治体に対して日本の現状や将来の課題への理解を促進
 - 外国人材の活躍拡大に伴い顕在化する現行制度・政策との矛盾を解消するため、不断の見直しとその効果検証を指揮・管理
 - 政策の実行現場である自治体からのニーズを吸い上げ、政策に反映させるとともに、必要な財源措置を企画・実行

施策によって期待される効果

政策の実効性や機動力と一貫性が向上

- 自治体や企業などの現場も含めた、わが国全体で同じ方向性を持った政策推進体制が構築され、政策の実効性が向上する
- 政策の現場である、自治体のニーズをより反映させた政策が策定され、必要な財源措置も講じられることで、より実効性のある共生政策を実行できる

経団連による提言

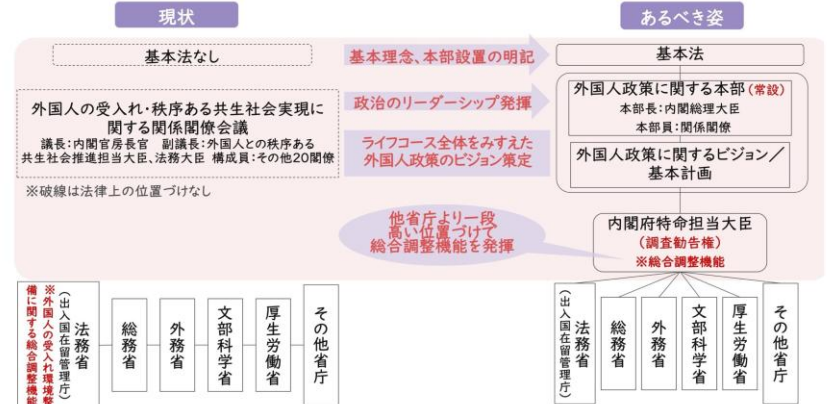
転換期における外国人政策のあり方～秩序ある戦略的誘致・受入れ環境整備に向けて～
一般社団法人 日本経済団体連合会（2025年12月16日）

Ⅲ. 受入れ環境の整備(制度横断的な施策)①

Keidanren
Policy & Action

1. 基本理念の制定と政府の推進体制の構築

- ✓ 外国人政策にかかる統治機構は、真に実効性があり、政治の強いリーダーシップが発揮できる体制が求められる。



商工会議所による提言

総合政策委員会 提言「外国人との秩序ある共生と受入れ」の戦略的な推進に向けて
日本商工会議所・東京商工会議所(2026年5月14日)

提言Ⅰ. 国家成長戦略として、国益を見据えた外国人政策の確立を

7

外国人政策に係る「基本法」に盛り込むべき理念

○理念および目的

「真に必要な外国人を日本社会に受入れ、日本社会の対等な一員として主体的に参画できる環境を整備する」基本理念を法的に位置づけるべき。その上で、法の目的が、単なる労働力の確保に留まらず、わが国の持続的な経済成長と国力の維持、人材育成や技能移転を通じた国際貢献等、国益に資するものであることを明記すべき。人道上の観点から保護すべき難民・避難民等への対応と、国益に基づき戦略的に受け入れる外国人の政策は、各々の制度目的に応じて適切に整理・運用されるべき。

○各主体の役割と責任範囲

国、自治体、企業、支援機関、日本人、外国人本人の権利と義務、責任範囲を明確に定義すべき。

○行政と企業の分担

行政が生活基盤(日本語教育・生活支援)を担い、企業が職場教育や就労定着支援を担うという役割分担を、ガイドラインに留まらず制度として明確化し、両者の円滑な連携を担保する仕組みを構築すべき。

○司令塔機能の確立と実行計画の策定

内閣総理大臣を本部長とする司令塔を設置して、省庁横断で権限と予算を行使できる体制を整備するとともに、目指すべき目標、指標、達成を目指す時間軸等を盛り込んだ「ロードマップ」を策定すべき。

○恒久的な財政措置の明記

共生政策の実行のため、恒久的な財政措置を講じることが明記すべき。

○客観的データに基づく政策運用

労働需給や生産性向上、社会的コストと便益等を可視化し、客観的データに基づき政策を不断に見直していくプロセス(エビデンスベースのスクリーニングや政策修正等)を法的に担保すべき。

3. 外国人関連統計整備と、外国人に対するアンコンシャス・バイアスの解消

- 外国人政策を立案・実行する基盤として、外国人の就労や生活関連統計の整備が必要。
- 客観的なデータに基づき、外国人に対するアンコンシャス・バイアスの解消を図るべき。
- 法制度やルールを遵守し、学び、働き、生活する外国人を「地域社会の一員」として、正當に評価し、包摂していく環境整備と日本人の意識醸成が必要。

<目次>

- | | |
|--|------------|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

「グローバル人材共生社会実現のための提言」

＜2021年5月19日一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) 提言＞

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実には、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の“一元化”の意味は？】

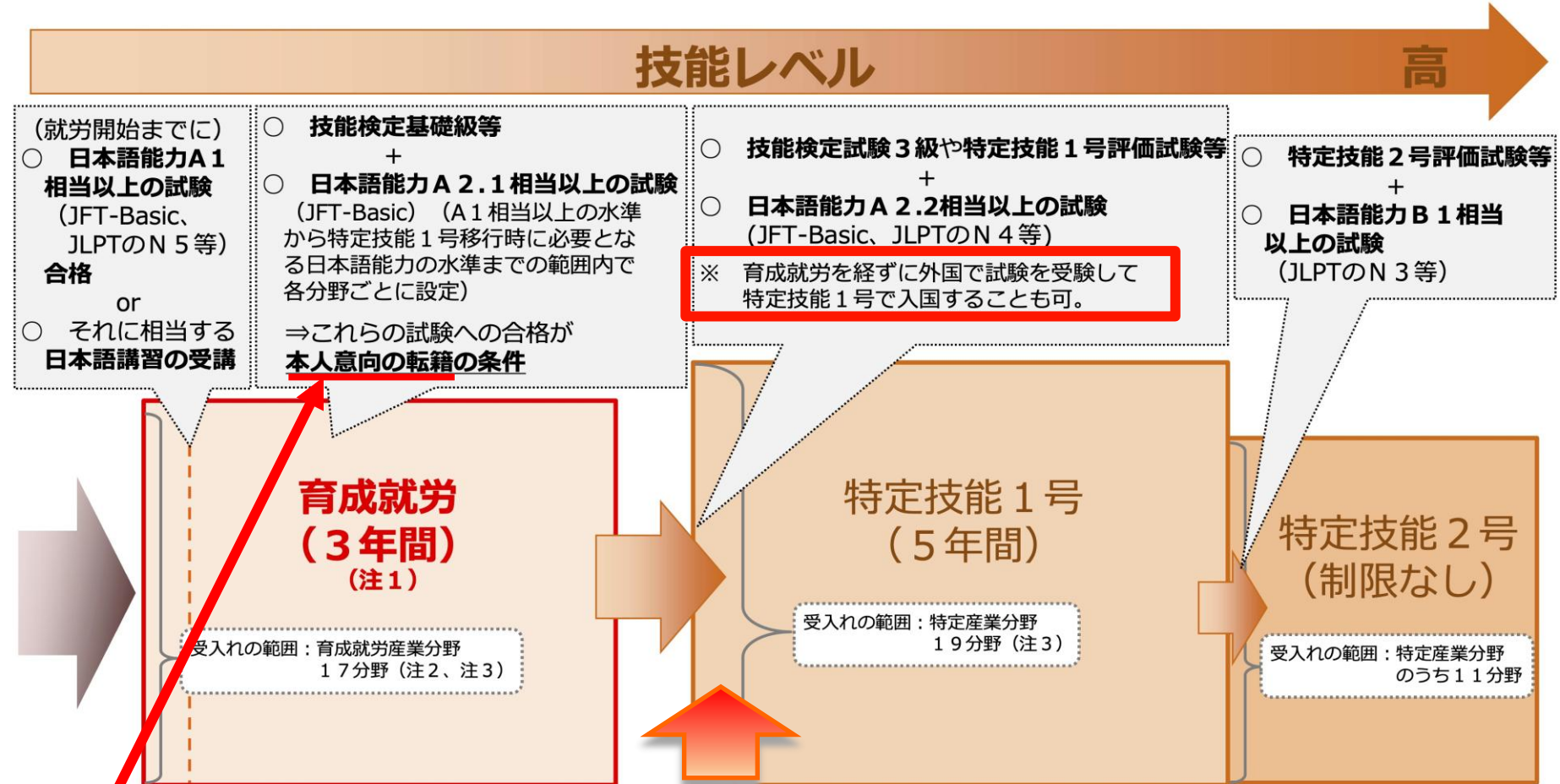
- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を「**基礎的人材育成期間**」、特定技能5年間を「**実践的人材育成期間**」と位置づけ、**一貫した人材育成システム**とする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

「技能実習」と「特定技能1号」 比較一覧

	技能実習（技能実習法）		特定技能1号（入管法）
目的	技能移転による国際貢献		深刻な人手不足への対応（労働力確保）
主管官庁	法務省、厚生労働省		法務省のみ
在留期間	1号＝1年以内 2号＝2年以内 3号＝2年以内 } 最長5年		最長5年 (2号は期限なし)
対象職種	86職種 158作業		12分野
転籍・転職	原則不可 (企業倒産などやむを得ない場合は 監理団体サポート下で可)		転職可能 (同業種内で)
日本語能力要件	なし (介護のみ日本語要件＜1号はN4、2号・3号はN3＞)		あり (JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2) (技能実習2号からの移行者は要件なし)
技能要件	なし（前職要件あり）		あり（分野ごとの技能試験合格） (前職要件なし) (技能実習2号修了者は要件なし)
監理団体・登録支援機関	必要性	必須 (団体監理型)	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、保護、監査 (生活支援全般、日本語教育等)	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供などの支援機能あり。保護機能はなし
	指導	①技能実習機構による実地検査 (監理団体＝1年毎、実習実施者＝3年毎) ②地方入管局による不定期立ち入り検査あり	地方入管局による不定期立ち入り検査のみ
インセンティブ付与	-	-	-

NAGOMiが目指す新たな制度

整合性、一貫性ある両制度へ
人材育成・人材確保・国際貢献
法務省、厚生労働省
各最長5年
原則、全ての業種。技能実習の職種作業と特定技能の産業分野を統一的なものとし、現状に即した業種の「大きくり化」を進める
転籍基準を明確化した上で柔軟化
あり (技能実習は入国時N5を義務化、特定技能ではN4(介護はワンランクアップ))
実技試験による技能重視 (技能実習では前職要件をなくし、特定技能は技能実技試験を導入)
必須（仮称：管理支援機関）
許可制
斡旋、支援、保護、監査
①技能実習、特定技能とも技能実習機構による実地検査 (管理支援機関＝1年毎、技能実習と特定技能の実習実施者＝3年毎) ②地方入管局による不定期立ち入り検査あり
同一職種、同一企業での技能実習・特定技能を一定期間継続的に行い、加えて、日本語能力N2合格者及び習熟段階に応じた技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労の受入れ対象分野は特定技能の受入れ対象分野と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(注3) 令和8年7月時点で、特定技能産業分野19分野のうち育成就労産業分野として設定がない分野は、自動車運送業分野、航空分野のみ。

(注4) JFT-Basicは「国際交流基金日本語基礎テスト」、JLPTは「日本語能力試験」の略称。

この時点で、試験合格により特定技能1号へ移行可能に！
現行の実効性なき試験のままでは「低技能、保護なし」の
特定技能外国人労働者増大のおそれ大。

海外からの試験ルートあり

「育成就労制度」における産業分野は、全て「特定技能制度」の産業分野

特定産業分野(特定技能制度)

「**生産性向上**や**国内人材確保のための取組**（女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で、なお、**人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野**」

（「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（2025年3月11日閣議決定）以下、「基本方針」）

育成就労産業分野

「**特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野**」（「基本方針」）

産業分野	業務区分	産業分野	業務区分	産業分野	業務区分
厚労省	介護 ・介護	農林水産省	農業 ・耕種農業全般 ・畜産農業全般	厚労省	リネン サプライ ・リネンサプライ
	ビルクリ ・ビルクリーニング		漁業 ・漁業・養殖業	国交省	物流 倉庫 ・物流倉庫
経産省	工業製品 製造業 ・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造・RPF製造 ・陶磁器製品製造・印刷・製本 ・繊維製品製造・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ製造・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造・かばん製造		飲食料品 製造業 ・飲食料品製造業 ・水産加工業		資源 循環 ・廃棄物処分業(中間処理)
	建設 ・土木・建築 ・ライフライン・設備	林野庁	外食業 ・外食業	環境省	
国土交通省	造船 船用工業 ・造船・船用機械 ・船用電気電子機器		林業 ・林業		
	自動車 整備 ・自動車整備 ・車体整備	国土交通省	木材産業 ・木材産業		
	鉄道 ・軌道整備・電気設備整備 ・車両整備・車両製造 ・運輸係員・駅・車両清掃		航空 ・空港グランドハンドリング ・航空機整備	環境省	
観光庁	宿泊 ・宿泊	国土交通省	自動車 運送業 ・トラック運転者 ・タクシー運転者・バス運転者		

※「業務区分」とは、産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

「技能実習制度」では活用されているものの「育成就労制度」対象外となる産業分類・職種の例

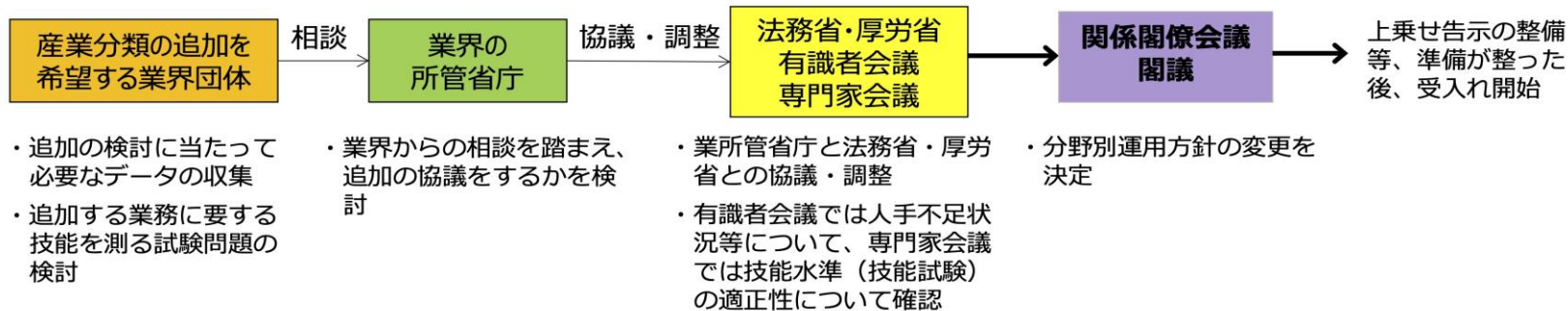
- フォークリフトトラック製造 ●医療機械器具製造
- (1年技能実習で受け入れている)自動車組立
- なめし革製造 ●革製履物製造 ●板ガラス加工
- (工業製品製造業でない)化粧品工場等での梱包
- ボイラーメンテナンス など

育成就労・特定技能制度での産業分類追加のために必要となる手順

- ・ 業界団体が中心となって対象となる産業分野の人手不足の状況や生産性向上の取組状況等のデータを取りまとめる必要がある。

【新たな業務を追加することに伴い産業分類を追加し、試験を整備の上、分野別運用方針の変更を行うケース】

産業分類追加に当たって、業種を所管する省庁から、法務省・厚労省に協議の上、有識者会議・専門家会議に諮ることとなるが、各種データ等の整理、提供及び資料作成は、追加を希望する業界団体が中心となっていく。



相談に当たり必要となる対応等の(工業製品製造業分野の場合)

項目	必要な対応等	項目	必要な対応等
人手不足の状況	人手不足のデータを、有効求人倍率等の統計又は業界アンケート等により、定量的に示す。	試験実施体制	特定技能評価試験（1号・2号）及び育成就労評価試験（初級・専門級）を、業界団体が実施するため、試験の実施体制を構築する。 試験は、基本的に学科試験（筆記試験）及び実技試験（製作等作業試験）があるため、両方の試験が実施できる体制を整える。
生産性向上	労働生産性が過去5年程度で、どの程度改善しているかのデータを示す（統計、業界アンケート等）。 生産性向上の取組について、業界における取組や個別具体的な取組と成果等について定量的に示す。	試験実施要領	試験内容の構成、試験時間、配点、受験料、開催頻度等、試験を実施するために必要な事項をまとめた要領を作成する。
国内人材確保	従業員の女性比率・高齢者比率について、過去5年でどの程度向上しているかのデータを示す（統計、業界アンケート等）。 女性採用、高齢者採用等について、業界全体の取組方針や、個別の具体的な取組と成果を定量的に示す。	試験問題	各試験における学科試験及び実技試験の実例問題を作成する。
安全衛生対策	労働災害発生率等について、過去5年で、どの程度改善しているかをデータで示す（統計、業界アンケート等）。 業界全体、個別取組等について取組と成果を定量的に示す。		

過去の生産性向上確認に止まらず、
将来の生産性向上を要件化すべき
ではないか。

政府は、掛るマイクロマネージメントに費やすエネルギーを、
スタートアップや業界団体未結成の「将来の成長企業」が、
人手不足を克服して成長可能となる政策作りのために投入すべき。

2024年制度改革は、「キャリアアップ」、「質の高い労働」を担保せず

「能力・実績主義」なき国は、「選ばれる国」となりえない

「両制度を外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労し、活躍できる、分かり易いものとする」

（「骨太の方針2023」、2023年6月9日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」）

「業所管省庁は、育成就労制度及び特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムを策定する」

「特定技能外国人に対する支援にキャリア形成の支援を加える」（2024年2月9日「閣僚会議決定」）

① **特に特定技能制度は、人材育成・キャリアアップに関し、業所管省庁・業界団体・受入れ企業に丸投げ。**

——— **「特定技能制度」の目的に「人材育成」が追加されず、政府が法律に基づく制度化なしで、キャリアアップの実効性を担保させることは困難。**

② **「就労期間に応じた昇給」**（2024年2月9日「閣僚会議決定」P6）とあるが、これは「年功賃金」が前提。

——— **「真の能力実績主義」に基づき、働く人が納得できるキャリアアップを実現すべき。**

——— **「同一労働同一賃金」を徹底すべき。**

③ **育成就労制度では、要件を満たした「転籍可能者」は、「3年間の育成期間」修了を待たずに特定技能へ早期移行可能へ**

——— **これまでは、少なくとも技能実習3年間は技能実習に専念の上、「技能検定試験3級」**

または「技能実習評価試験専門級」合格後に、特定技能へ移行が原則であった。

今後は、育成就労期間修了前に、3年未満で、技能担保力があると言い難い現状の特定技能1号評価試験合格をもって特定技能へ移行可能に。

——— **「特定技能試験」の実効性ある抜本改正が焦眉の急。**

⇒ 今のままでは、「日本が魅力ある働き先として選ばれる国」にはなれない。

「労働施策総合推進法」（安倍働き方改革の理念法）

2018年7月公布・下記第三条は即施行

（基本的理念）

第三条

（略）

2 労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項（以下この項において「能力等」という。）の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」

「骨太の方針 2024」では外国人材への「同一労働同一賃金」に正式初言及

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024年6月21日 閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(外国人材の受入れ)

最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

（参考）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版」（2023年6月16日 閣議決定）

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。

なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

2024年法改正等では、「特定技能制度」の重要課題に全く手付かず

＜共通課題＞

- 「特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムの策定」、「特定技能外国人に対する支援にキャリア形成の支援義務」は新たに加わったものの、入管法には、制度目的として「人材育成」が引き続き明記されず。
「キャリアアップ」に関する法的責任の所在が不明確。
——法務省所管の入管法には、労働政策である「キャリアアップ」、「人材育成」等を書き込めないのではないか。
- 全ての特定技能の分野では、現場の実態にあわせた実地による実技試験（原則として「作業を伴う試験（製作等作業試験）」）を行うべき。
- 現状、どの組織も外国人材の保護機能を持たず、昨今の北海道での人権侵害事案発生背景にも。

＜特定技能1号＞

- 現在の「特定技能1号評価試験」のレベル・態様は、「即戦力」とは到底言い難いケースを許容。
- 異なる分野・業務区分への移行は、「即戦力」人材であることを実際に担保する実効性ある「特定技能1号試験」合格を前提とすべき。
- 「即戦力」人材が担保できない「海外での特定技能試験」は、計画的に可及的速やかに廃止すべき。（「入口」の抜け穴を塞ぐ。）
——例えば、3年間の猶予を置いて廃止、以後は「『育成就労（原則3年）』⇒『特定技能1号（5年）』の連続性を基本としてはどうか。

＜特定技能2号＞

- 永住許可に結びつきうる現行「特定技能2号評価試験」は、制度導入時の国民への約束は、「限られた人材」選考目的（後述）。難易度の分野間ばらつきをなくし、厳格化を図るため、「技能重視」をより徹底し、真に熟練した技能を有する者を選ぶ制度に限定し直すとともに、報酬については、かかる「高い専門性を備える限られた人材」であることを踏まえ、「同等報酬基準」を廃止し、「全国の年齢階層別平均年収以上」とすべき。
- 同時に、社会統合の観点から「日本社会における秩序ある共生能力」をも十分評価するものとすべき。

特定技能の試験実施状況と合格率・在留者数 (2025年12月末時点)

特定産業分野		実施国	特定技能 1 号				特定技能 2 号			
			受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B/A)	在留者数(X)	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B/A)	在留者数
1	介護	国内+海外13か国	218,746	171,204	78.6%	67,871	在留資格「介護」・・・15,891人			
2	ビルクリーニング	国内・海外13か国	21,008	16,721	79.6%	8,395	270	29	10.7%	17
3	工業製品製造業	国内・海外7か国	8,146	1,548	19.0%	56,736	6,689	3,341	49.9%	840
4	建設	国内・海外13か国	11,141	3,213	39.5%	49,323	18,767	6,494	34.6%	1,799
5	造船・船用工業	国内・海外1か国	297	273	91.9%	11,204	1,142	970	84.9%	336
6	自動車整備	国内・海外4か国	10,632	7,805	73.4%	4,560	2,518	889	35.3%	320
7	航空	国内・海外5か国	9,476	5,837	61.6%	2,260	111	9	8.1%	3
8	宿泊	国内・海外8か国	28,809	19,067	66.2%	1,968	192	62	32.3%	30
9	自動車運送業	国内・海外14か国	5,550	4,022	72.5%	151	現時点にて「2号なし」			
10	鉄道	国内	50	38	76.0%	54	現時点にて「2号なし」			
11	農業	国内・海外13か国	120,020	107,049	89.2%	37,952	8,548	3,463	40.5%	1,282
12	漁業	国内・海外1か国	5,443	3,215	59.1%	4,590	362	86	23.8%	21
13	飲食料品製造業	国内・海外4か国	195,901	117,606	60.0%	93,393	10,324	5,610	54.3%	2,251
14	外食業	国内・海外9か国	205,647	137,587	66.9%	43,869	4,176	2,252	53.9%	1,056
15	林業	国内	31	17	54.8%	0	現時点にて「2号なし」			
16	木材産業	国内・海外1か国	360	176	48.9%	15	現時点にて「2号なし」			
合計			841,257	596,562	70.9%	333,123	53,099	23,205	43.7%	7,955

出入国在留管理庁データをもとにNAGOMi事務局が作成

「家族帯同・永住許可申請が可能」な「2号」として、試験が容易すぎる分野(合格率30%以上)が存在。

政府の制度導入の原点に立ち帰り、抜本見直し待ったなし 新たな「移民」となり得る「特定技能2号」の急増は顕著

特定技能2号については、我が国として積極的に受け入れることとしている専門的、技術的分野の在留資格に必要とされる技能と同等又はそれ以上の技能が求められるものであり、高い専門性を備える限られた人材の受入れを行うものです。**特定技能2号の在留資格を得るためには、その高い専門性から難度の高い試験に合格する必要**がありますが、在留資格を得た方には我が国経済社会の活性化に貢献していただくことが期待されます。

(2018年11月13日衆議院本会議・安倍内閣総理大臣答弁)

- 「特定技能2号」は、家族帯同や永住接続が可能な「長期滞在」の在留資格であり、実質「新たな移民」。
- 政府は、制度導入時に特定技能2号に関し、「難易度の高い試験に合格する必要」があり、「高い専門性を備える限られた人材の受け入れを行うもの」と、総理を先頭に、政府挙げて繰り返し明言、国民に約束。この制度導入の原点に立ち帰り、真に専門人材に限定し直すべき。
- 報酬については、一定の高水準とするべき。
——「同等報酬基準」を廃止し、「**全国の年齢階層別平均年収以上**」とすべき。
- 自治体推薦の要件化、企業による引き受け責任の一層の明確化等も検討すべき。
——今後、家族帯同、永住許可を可能とする決定は、自治体も共同責任を負うべきではないか。

解決待ったなしの「育成就労」、「特定技能」の積み残し課題

- 「育成就労」、「特定技能」の両制度の**法律は一本化**の要。成長戦略に不可欠な外国人材育成、キャリア形成に関するひと繋がり制度として、「育成就労」同様、**厚生労働省・法務省共管の新法**とする。
- 両制度とも、魅力ある働き先国として、**真の能力実績主義**に基づくキャリアアップを徹底する仕組み、法律とすべき。
⇒「同一労働・同一賃金」の徹底（年齢、性別、国籍、障害の有無、正規・非正規別、等による格差の解消）
- 本来、両制度の対象業種は、**原則全ての業種**とすべき。
———中小企業に止まらず、零細企業、スタートアップ、個人事業主・小規模企業等における深刻な労働力不足の解決にも資するよう、**業種別団体等がない業務・職種の経済主体も利用可能な制度**となるよう、社会経済的安定の維持、確保を前提に、特例的な外国人材活用に関する取り扱いを制度化すべき。
⇒「秩序ある真の開国へ」（優秀なグローバル人材に向け、広く開国）
- 当面は、育成就労制度における主たる技能（必須業務）の**大括り化（設定対象を業務区分と同一とすること）を推進**すべき。
- 両制度をカバーする許可制かつ非営利の「**管理支援機関（仮称）**」を導入し、特定技能制度においても、監査及び雇用関係成立のあっせんだけでなく、迎え入れる外国人材の立場に立って、保護・支援・育成を行う機能も義務化すべき。

- 長期安定就労者等の高技能外国人材かつ、地域共生社会作りの中核人材候補は優遇**し、人材の育成に資する**インセンティブ（優遇策）**を示すべき。

【インセンティブの例】

原則は、**同一企業かつ同一業務区分での就労（長期安定就労）**で

【家族帯同】→5年超（育成就労3年+特定技能1号2年超）/技能検定2級相当+日本語N2+居住する地方自治体からの推薦

【永住許可】→計8年間/技能検定1級相当+N2+居住する地方自治体からの推薦

- 永住許可に結びつきうる現行「**特定技能2号評価試験**」は、難易度の分野間ばらつきをなくし、厳格化を図るため、**「技能重視」**をより徹底し、真に熟練した技能を有する者を選ぶ制度に限定し直すとともに、報酬については、かかる**「高い専門性を備える限られた人材」**であることを踏まえ、「同等報酬基準」を廃止し、**「全国の年齢階層別平均年収以上」**とすべき。
- 同時に、**社会統合の観点から「日本社会における秩序ある共生能力」をも十分評価するもの**とすべき。（再掲）

<目次>

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 「失われた35年」克服の課題 | P2 |
| 2. 「なし崩しの外国人受け入れ」からの脱却を目指して | P13 |
| 3. 求められる「基本法」の制定 | P26 |
| 4. 課題を残した2024年育成就労・特定技能の法制・制度改革 | P29 |
| 5. 「秩序ある真の開国」に向け、哲学ある抜本改革実現を | P41 |

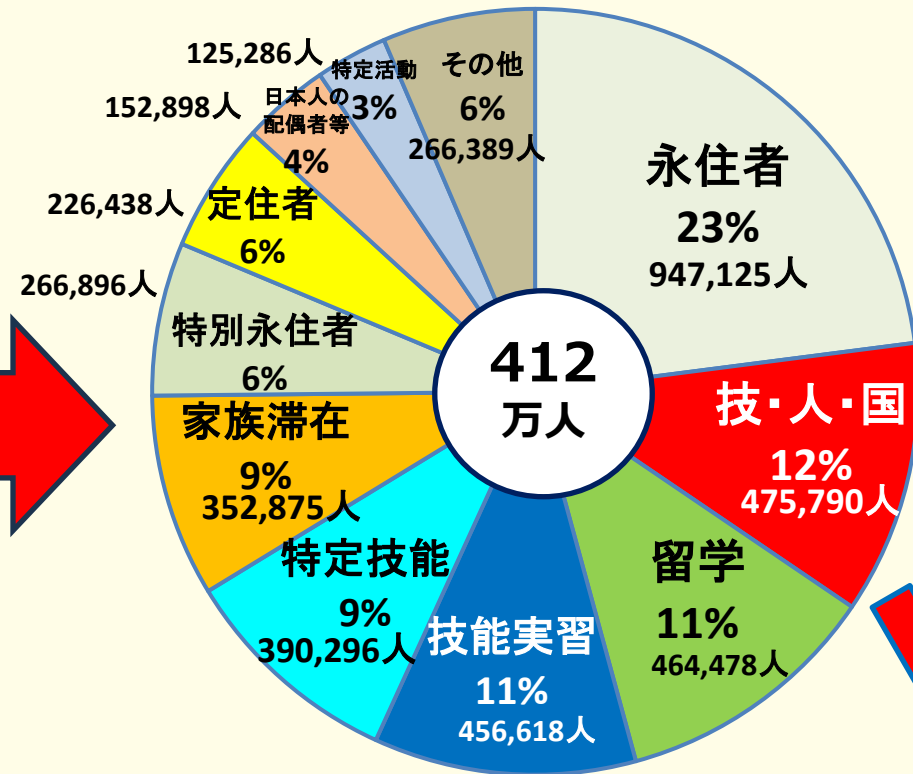
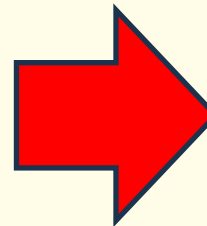
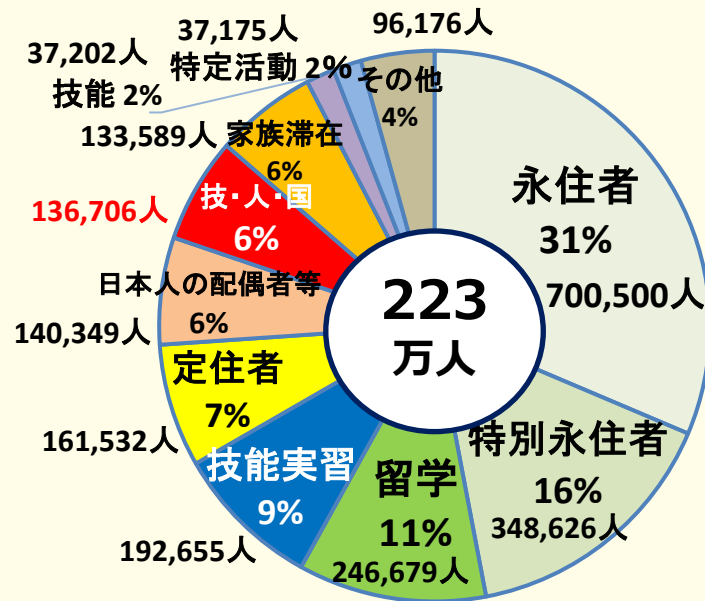
「技・人・国」※はここ10年で3倍以上の増加、多くの課題を内包

※「技・人・国」…在留資格「技術・人文知識・国際業務」

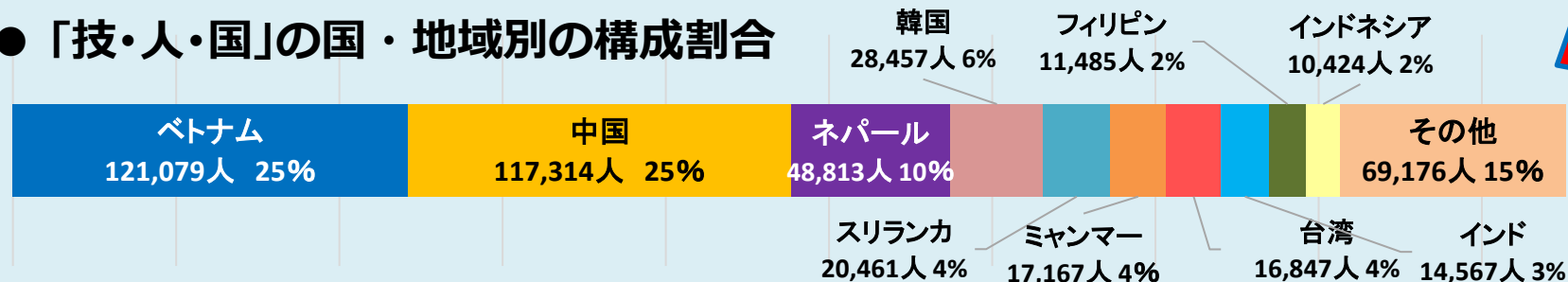
● 在留資格構成

2025年末

2015年末



● 「技・人・国」の国・地域別の構成割合



「育成就労・特定技能」に比べ、「技・人・国」は野放図

	育成就労	特定技能 1 号	特定技能 2 号	技・人・国
必要なスキル	なし	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能	専門的な技術・知識 または経験
日本語の要件	○	○	○ (2027.4よりN3)	△ (対人業務についてはN2)
生活・就労支援義務	○ (+保護義務)	○	×	×
受入れ可能分野の限定	○ (育成就労産業分野)	○ (特定産業分野)	○ (特定産業分野)	×
在留可能な期間の上限	○ (原則 3 年)	○ (通算で上限 5 年まで)	×	×
分野毎の受入人数上限	○	○	×	×
分野毎の協議会への 受入機関の加入義務	○	○	○	×
転職する場合の 受入機関の変更審査	○ (新たな育成就労計画の認定が必要)	○ (在留資格変更許可申請が必要)	○ (在留資格変更許可申請が必要)	×
派遣契約	×	×	×	○ (要件厳格化)
家族帯同	×	×	○	○
永住申請	×	×	○	○

入管庁が示した「技・人・国」と「特定技能」の違い

受け入れ上限あり

受け入れ上限なし

令和8年1月現在

	特定技能 1 号	特定技能 2 号	技術・人文知識・国際業務
活動内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務	● 自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務 ● 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務（国際業務）
許可基準（注1） （学歴・職歴、日本語能力等）	● 技能水準 特定技能 1 号評価試験合格 等 ● 日本語能力水準 日本語能力試験 N 4 以上合格 等 （分野によっては N 3 以上合格等が必要） ※2026.3末速報値	● 技能水準 特定技能 2 号評価試験合格 等 ● 日本語能力水準 日本語能力 N 3 以上合格が必要 （漁業及び外食業分野） ※2026.3末速報値	● 大卒程度又は実務経験 10 年以上 （国際業務に従事する場合は、3 年以上） 業種別では在留者数の統計なし ※2025.12末（475,790人）
【想定される主な活動】（注2・注3）	（404,527人／上限805,700人）	（12,420人／上限なし）	
宿泊業（ホテル・旅館）	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務 （2,207人／上限14,800人）	複数の従業員を指導しながら行うフロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務 （37人／上限なし）	フロント、企画・広報
外食業（飲食店）	飲食物調理、接客、店舗管理 （47,714人／上限50,000人）	飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営 （1,495人／上限なし）	複数店舗の店舗管理、店舗経営、企画業務
工業製品製造業	製造工程・組立工程の作業 （59,038人／上限199,500人）	複数の作業員を指導しながら行う製造工程・組立工程の作業、工程管理 （1,529人／上限なし）	設計、プログラミング、技術開発
自動車整備業	自動車の日常点検整備等の基礎的な業務 （4,925人／上限9,400人）	他の要員への指導を行いながら行う自動車の日常点検整備等の一般的な業務 （501人／上限なし）	整備士・整備工の指導監督、自動車整備主任者
建設業	指導者の指示・監督を受けながら行う土木作業等 （51,055人／上限76,000人）	複数の建設技能者を指導しながら行う土木作業等、工程管理 （3,148人／上限なし）	建築設計、設計監理、建築積算

（注1）在留資格「特定技能」に係る許可基準は、分野により異なります。詳しくは特定技能運用要領を御確認ください。（https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00201.html）

（注2）表内の記載は対比する目的で概略を整理したものであり、申請に際しての具体的な不透明点は地方出入国在留管理官署に御相談ください。

（注3）特定技能各分野の仕事内容の詳細については、入管庁HPを御確認ください。（特定技能1号：https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00179.html）

（特定技能2号：https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00180.html）

「新しい外国人政策には強力な司令塔が必要」(鈴鹿大学松下教授)

「技・人・国」の失敗

日本には留学生政策と一体不可分の「哲学なき移民政策」が厳然と存在していた！？

技人国制度の全体像① — なぜ空白が生まれるのか

教育・労働・在留・家族・地域社会が、縦割りで管理され、空白が生じている

横断的な司令塔機能が弱い

教育・労働・在留・家族・地域社会を一元的に所管する主体がない



この5領域を横断して一元的に外国人の受入れ・定着を見る必要がある

司令塔不在の結果、各政策分野の「正解」が深刻な「合成の誤謬」を招来。

技人国制度の全体像② — 接続部分で何が起きているか

結果：接続部分ごとに、責任主体が不明確になる (= 縦割りの管轄区分)



責任主体が不明確なまま、次の段階に進むことが可能な制度設計

帰結: この空白を放置すれば、選抜・確認の弱い定住ルートが温存される (= 選抜なき定住化)

国の司令塔を早期に確立し、「哲学なき移民政策」(=「選抜なき定住化」)を速やかに解消の要。

★今後、外国人政策立案全体は、法務省・入管庁主導でなく、「外国人政策担当大臣」が司令塔として、内閣の責任において担当、決定すべき。法務省はテクニカルサポートと在留管理の忠実かつ強力な執行機関。

事実上の「移民政策」に変質した「技・人・国」は、直ちに一層の抜本改革の要。

- 本年春の「技・人・国」の見直し※1は、一步前進ながら、同制度が、家族帯同・永住許可につながる「長期在留」制度であることの重みを踏まえておらず、極めて不十分。今こそ原点回帰の抜本改革の時。そもそも、「就労」目的の在留資格は、「留学」目的の在留資格とは完全分断、厳格化（「技・人・国」要件抜本強化）の要。また、「大学救済政策」とも決別。
- 海外大学等および国内留学経由の「技・人・国」の専門性要件の形式審査化が「移民政策化」を招来。
 - ➡ 「技・人・国」の基準省令（次ページ参照）を抜本的に見直し、制度設立当初の趣旨に忠実に従い、「学歴形式基準」から「実力評価基準」へ転換
 - 入管法が予定する「学問を修めた専門的・技術的人材」※2という制度趣旨に立ち返り、大学卒業等の形式的現行基準を全面的に改め、職務の専門性、本人の学問を中心とする能力・実績・市場価値に従い、高度な専門性に見合った報酬を求める「実力本位」の許可基準へ転換すべき。（例えば「全国の年齢階層別平均年収の1.5倍以上」等。）
 - 当然、「日本人との同等報酬以上」の原則も廃止。
 - ➡ 「外国人留学生」と「技・人・国」の自動接続を遮断。「海外からの流入組」も審査厳格化。
 - 外国人留学生の「国内就職率60%」の量的目標は即刻廃止すべき。
 - 人手不足対応の受入れは、「技・人・国」ではなく、原則として「特定技能1号」で受け入れ。
- 「文系・中技能人材（＝留学生）」対策、スタートアップ等の新興企業等での人手不足も踏まえ、「特定技能1号」の業種指定拡大（産業分野の「大くくり化」含む）、企業の責任強化等を検討の要。
- 一時的混乱回避のため、暫定的な在留資格の在り方について、速やかに検討すべきであり、移行措置として「家族帯同・永住許可の対象とならない『準技・人・国』」も一案。

※1 ①派遣先および業務内容の確定等の確認、②人権侵害等ルール違反企業の排除、③日本語使用の「国際業務」人材へのCEFR・B2(N2)相当義務化等
 ※2 「理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」（出入国管理及び難民認定法 別表第一の二より）

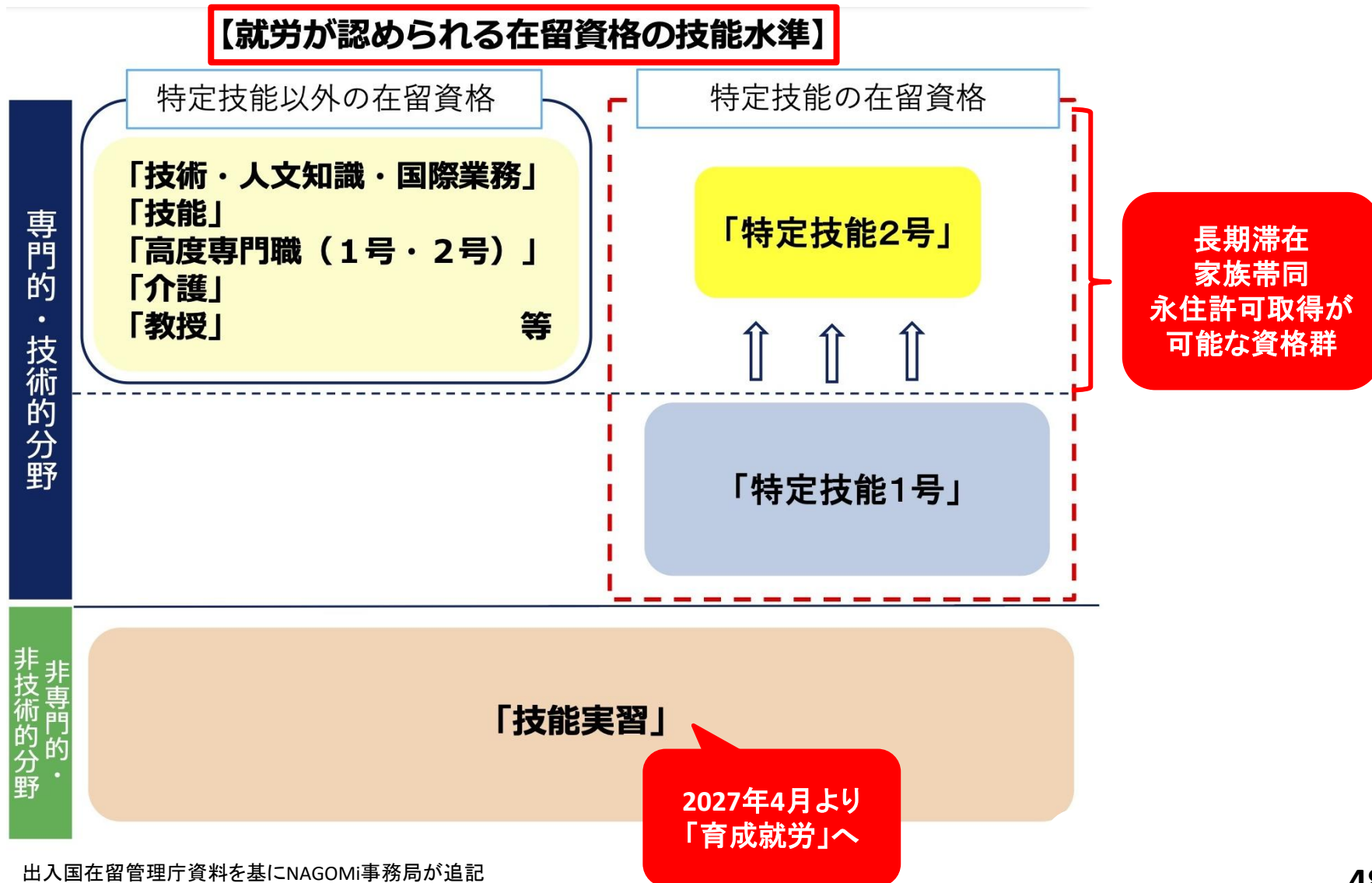
○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）**別表第一の二**

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十八条に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。 一 申請人が<u>自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</u> イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して<u>大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと</u> ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程又は専攻科を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）した<u>こと</u>。 ハ <u>十年以上の実務経験</u>（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。 二 申請人が<u>外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</u> イ <u>翻訳、通訳、語学の指導</u>、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 三 <u>日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</u>

「秩序ある共生社会」実現には大雑把、緩すぎる在留資格と審査体制
特に、「技・人・国」、「高度専門職」、「特定技能2号」抜本見直しは焦眉の急
「真の長期滞在・高度人材」は、厳正審査の上ながらも、積極受け入れ



見直されようとしている「永住許可」の基準

永住許可に関するガイドライン改定(案)(概要)

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

《施策番号 36》永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。

入管法とガイドラインの関係性

入管法上永住許可の要件(第22条第2項)

- 1 素行が善良であること(素行善良要件)
- 2 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること(独立生計要件)
- 3 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること(国益要件)

ガイドラインにおいて、審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を示す。

ガイドライン改定の主なポイント

- 在留資格「永住者」の位置付けについて
 - ・ 「活動・期間の制限が無く、生涯を本邦で過ごすことが想定される最も安定した法的地位」なので、「特に慎重な審査を行う必要」と初めて明記
- 「1 素行善良要件」について：特段変更無し
- 「2 独立生計要件」について
 - ・ 考え方：現在及び将来において、日本人と同等水準以上の経済条件を求めることを明記
 - ・ 収入：世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準の額に継続して達しているか(基準の引き上げ)
 - ・ 年金：将来の受給見込額が上記の年収水準で30年間厚生年金に加入していた水準に達しているか(新規追加。なお、不足する場合は補填可能な金融資産も考慮)
- 「3 国益要件」について
 - ・ 考え方：積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があることを明記
 - ・ 公共の負担とならないこと：独立生計要件不要な類型(※)でも、負担となるおそれが現実的であれば消極評価
※日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子、難民等
 - ・ 日本語能力：CEFR(日本語教育参照枠)・B1相当(自立した言語使用者)を求める
 - ・ 我が国の制度等の理解：理解が乏しい者は消極評価
 - ・ 子の就学：学齢期(義務教育期間)に子を就学させていなければ消極評価
- その他
 - ・ 原則10年在留に関する特例：日本人・永住者の配偶者等については、婚姻期間3年かつ本邦在留期間1年で特例的に認めていたところ、それぞれの期間を5年、3年に伸長
- 適用時期・既存のガイドラインの整理
 - ・ 令和9年4月から(収入に関する要素は本年10月施行)

永住許可基準には英国同様、歴史、文化等の理解度の測定試験を取り入れるべき

●英国では、永住権取得に必要な一般常識テスト(Life in the UK Test)が、2007年4月から導入。

——45分間のテスト、選択式24問、合格は18問(75%)以上正解、受験費用50ポンド(注)、合格後の有効期限なし。

(注)50ポンド=9,750円。ただし、永住許可申請費用合計 英国:629,000円(£1=195円)、日本:200,000円(2026年10月1日より)

英国GBでの永住権取得のための試験問題

★ユニオンフラッグ(英国国旗)に含まれていない国の旗はどれですか？

- A. ウェールズ B. アイルランド
- C. スコットランド D. イングランド

★なぜ「名誉革命(Glorious Revolution)」と呼ばれるのですか？

- A. 女性に選挙権が与えられたため
- B. 新しい技術革新があったため
- C. 戦闘がなかったため
- D. 新たな偉業があったため

★ピューリタンはどの宗教でしたか。

- A. ユダヤ教 B. 仏教
- C. カトリック D. プロテスタント

★ローマ帝国がブリテン島を去った後、ブリテン島に侵入した部族はどれですか？

- A. ヴァイキング
- B. ジュート人とアングロ・サクソン人
- C. ケルト人
- D. ノルマン人

英国の試験問題を参考とした CHAT GPTによる日本JP版試験サンプル

★明治維新が日本の歴史において重要とされる理由はどれですか？

- A. 日本で初めて選挙が行われたため
- B. 武家政権から近代国家への転換が始まったため
- C. 日本国憲法が制定されたため
- D. 第二次世界大戦が終結したため

★日本で最初の本格的な武家政権を開いた人物は誰ですか。

- A. 徳川家康 B. 源頼朝
- C. 豊臣秀吉 D. 織田信長

★日本国憲法における天皇の地位として正しいものはどれですか。

- A. 国政の最高責任者
- B. 日本国および日本国民統合の象徴
- C. 国会の代表者
- D. 行政府の長

★日本でごみの分別方法が異なる主な理由はどれですか。

- A. 地域ごとに条例や収集方法が異なるため
- B. 国籍によって違うため
- C. 都道府県知事が毎年決めるため
- D. 自由に選べるため

新たな外国人政策の在り方に関する基本的な考え方

2026年9月 塩崎恭久

「秩序ある真の新たな開国」の下での外国人政策の基本的考え方

目的：日本経済・社会の持続的成長発展に真に貢献する人材を国内外から確保。日本人の「内なる鎖国」も同時解消。

基本方針：● 高労働生産性、高付加価値の「勝てる日本経済の復活」を目指し、「安い外国人労働力依存」から脱却、有為な内外人材の積極参加により、日本再生・再活性化。
● 国家戦略として、内閣の司令塔と責任において改革を断行。
—— AI、DX等の急進展を踏まえ、急変し得る労働需給には常時柔軟対応可能な体制構築が肝要。

原則：基本方針の下、「歓迎すべき外国人材」を主権国家として内外に明確化。
「総受け入れ上限設定」（例：人口の10％）は採らず。

- ◆ 真の「高度人材」：定義厳格化の上、個別精査の上「長期」で積極受入（家族帯同、永住許可を含む）*
- ◆ 「人手不足対応労働力」：「期間限定」、「生産性改善前提の下、必要最低限」の積極受け入れ
- ◆ 「特定国からの受け入れ上限」も検討（閉鎖的移民社会形成回避）
- ◆ 国籍、人種、性別、年齢、宗教、雇用形態等を問わない公平、公正な「同一労働同一賃金」の徹底、「グローバル『ジョブ型』」推進。
- ◆ 英語の準公用語化、教育環境改善等、グローバル人材参加可能な日本社会への転換（「内なる鎖国」解消）。
- ◆ 低中技能者の日本語習得支援、日本文化理解支援等、地域社会への溶け込み支援を抜本強化、社会統合を促進
- ◆ 「外国人政策基本法（仮称）」において、上記のような一貫した基本的考え方を国民的議論の上、明定、外国人や自治体等の幅広い関係者の責務も明示。

* 「高度専門職」は、ポイント制含め、抜本見直しによる悪用根絶。また、「家族帯同」、「永住許可取得」が可能な「特定技能2号」、「技・人・国」は、再定義、一層の厳格化待ったなし。（P37、P39、P40、P46参照）
その際「留学」と「就労」目的の在留資格は完全に切り離し、受け入れ企業の責任も抜本強化。